

令和 8 年

# 三重県議会定例会会議録

（ 6 月 12 日 ）  
（ 第 14 号 ）

第  
14  
号  
6  
月  
12  
日



令和 8 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 14 号

○令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）

---

### 議事日程（第14号）

令和 8 年 6 月 12 日（金） 午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第 2 諮問第 1 号

〔委員長報告、討論、採決〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

日程第 2 諮問第 1 号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

|   |   |     |     |
|---|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 市 野 | 修 平 |
| 2 | 番 | 曾 我 | 正 彦 |
| 3 | 番 | 荊 原 | 広 樹 |
| 4 | 番 | 伊 藤 | 雅 慶 |
| 5 | 番 | 世 古 | 明   |
| 6 | 番 | 市 川 | 岳 人 |
| 7 | 番 | 龍 神 | 啓 介 |
| 8 | 番 | 辻 内 | 裕 也 |

|    |   |   |    |   |    |
|----|---|---|----|---|----|
| 9  | 番 | 吉 | 田  | 紋 | 華  |
| 10 | 番 | 難 | 波  | 聖 | 子  |
| 11 | 番 | 芳 | 野  | 正 | 英  |
| 12 | 番 | 川 | 口  |   | 円  |
| 13 | 番 | 喜 | 田  | 健 | 児  |
| 14 | 番 | 中 | 瀬  | 信 | 之  |
| 16 | 番 | 中 | 瀬古 | 初 | 美  |
| 17 | 番 | 廣 |    | 耕 | 太郎 |
| 18 | 番 | 松 | 浦  | 慶 | 子  |
| 19 | 番 | 石 | 垣  | 智 | 矢  |
| 20 | 番 | 山 | 崎  |   | 博  |
| 21 | 番 | 野 | 村  | 保 | 夫  |
| 22 | 番 | 倉 | 本  | 崇 | 弘  |
| 23 | 番 | 山 | 内  | 道 | 明  |
| 24 | 番 | 田 | 中  | 智 | 也  |
| 25 | 番 | 藤 | 根  | 正 | 典  |
| 26 | 番 | 森 | 野  | 真 | 治  |
| 27 | 番 | 杉 | 本  | 熊 | 野  |
| 28 | 番 | 藤 | 田  | 宜 | 三  |
| 29 | 番 | 田 | 中  | 祐 | 治  |
| 30 | 番 | 野 | 口  |   | 正  |
| 31 | 番 | 谷 | 川  | 孝 | 栄  |
| 32 | 番 | 石 | 田  | 成 | 生  |
| 33 | 番 | 村 | 林  |   | 聡  |
| 34 | 番 | 小 | 林  | 正 | 人  |
| 35 | 番 | 東 |    |   | 豊  |
| 36 | 番 | 長 | 田  | 隆 | 尚  |
| 37 | 番 | 今 | 井  | 智 | 広  |

|     |   |    |    |
|-----|---|----|----|
| 38  | 番 | 稲垣 | 昭義 |
| 39  | 番 | 日沖 | 正信 |
| 40  | 番 | 舟橋 | 裕幸 |
| 41  | 番 | 中嶋 | 年規 |
| 42  | 番 | 青木 | 謙順 |
| 43  | 番 | 中森 | 博文 |
| 44  | 番 | 山本 | 教和 |
| 45  | 番 | 西場 | 信行 |
| 46  | 番 | 中川 | 正美 |
| 47  | 番 | 服部 | 富男 |
| 48  | 番 | 津田 | 健児 |
| (15 | 番 | 欠  | 員) |

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|                |    |    |
|----------------|----|----|
| 事務局長           | 佐波 | 斉  |
| 書記（事務局次長）      | 小野 | 明子 |
| 書記（議事課長）       | 吉川 | 幸伸 |
| 書記（議事課課長補佐兼班長） | 岡野 | 俊之 |
| 書記（議事課主任）      | 藤野 | 和輝 |
| 書記（議事課主事）      | 畑中 | 鉄平 |

---

会議に出席した説明員の職氏名

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 知事      | 一見 | 勝之 |
| 副知事     | 野呂 | 幸利 |
| 副知事     | 後田 | 和也 |
| 危機管理統括監 | 松下 | 功一 |
| 総務部長    | 松浦 | 元哉 |
| 政策企画部長  | 楠田 | 泰司 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 地域連携・交通部長        | 西 田 正 明 |
| 防災対策部長           | 田 中 誠 徳 |
| 医療保健部長           | 山 本 毅   |
| 子ども・福祉部長         | 高 濱 公 生 |
| 環境生活部長           | 天 野 敏   |
| 農林水産部長           | 枡 屋 典 子 |
| 雇用経済部長           | 森 吉 秀 男 |
| 観 光 部 長          | 塩 野 進   |
| 県土整備部長           | 藤 井 和 久 |
| 総務部デジタル推進局長      | 稲 葉 崇   |
| 地域連携・交通部スポーツ推進局長 | 和 田 吉 史 |
| 地域連携・交通部南部地域振興局長 | 関 美 幸   |
| 環境生活部環境共生局長      | 佐 藤 弘 之 |
| 県土整備部理事          | 上 村 告   |
| 企 業 庁 長          | 生 川 哲 也 |
| 病院事業庁長           | 野 口 慎 次 |
| 会計管理者兼出納局長       | 天 野 圭 子 |
| 教 育 長            | 長 崎 禎 和 |
| 公安委員会委員          | 志 田 幸 雄 |
| 警 察 本 部 長        | 谷 井 義 正 |
| 代表監査委員           | 村 上 亘   |
| 監査委員事務局長         | 西 口 輝   |
| 人事委員会委員          | 北 岡 寛 之 |

人事委員会事務局長

佐藤 史紀

選挙管理委員会委員

岩崎 恭彦

労働委員会事務局長

出井 隆裕

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（藤田宜三） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（藤田宜三） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月8日、総務地域連携交通常任委員会に付託いたしました諮問第1号について、審査報告書が総務地域連携交通常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 総務地域連携交通常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名    |
|------|--------|
| 諮問1  | 諮問について |

本委員会において、上記の諮問を審査の結果、下記のとおり答申すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

記

本件は、審査請求を棄却すべきである。

令和8年6月8日

三重県議会議員 藤田 宜三 様

総務地域連携交通常任委員長 野村 保夫

---

## 質 問

○議長（藤田宜三） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○9番（吉田紋華） 皆さん、おはようございます。日本共産党の吉田紋華です。

冒頭に一言申し上げます。先日、責任ある公職者の不貞行為を週刊誌が報じました。両者とも市民の立場に立った政策を持ち、県民は期待をしていただけに、残念だと思っている方がたくさんいます。やはり公職者として、県民との信頼関係を大切に、きちんとした説明をするなど、誠実な態度をとるべきだと思います。本日は執行部の皆様との誠実なやり取りで県政を少しでも前に進めることができればと思っております。

さて、それでは質問に入ります。

まず、1問目です。イラン攻撃による石油製品などへの影響について伺います。

5月の末から6月の初頭にかけて、医療、農業、中小企業の現場の声をよく知る団体の皆様に、私自身が石油製品関連の状況を聞き取り調査を行わせていただき、6月4日、県に対して対応の申入れをさせていただきました。

（パネルを示す）このように各部局の皆さんが集まっていただき、現場の状況を受け止めていただきました。ありがとうございました。

今、この6月に上程されている補正予算で一定の分野の対応はあるということを確認しているんですけれども、私自身が今気になっているのは、医療や福祉の分野への対策ということところです。

調査をしてきた中で、特に命と健康と直結する医療現場の声をここで紹介したいと思います。例えば今、現場では物が無い、欠品ということよりも物

価高騰ということが、現時点では懸念材料ということを知りました。対象の物品となるものが、代えが利かないものが多過ぎて麻痺しているということです。

例えばプラスチックやニトリルの手袋、消毒用のエタノール、血糖測定用の血液を取るチップの供給不安や値上がり、そのほかに欠品で聞いてきたのは、薬の分包紙だったり、軟膏用の容器、手術用の手袋や、針捨てボックスなど、本当に多岐にわたっています。

間接的な影響で大きいなと感じたのは、人工呼吸器の保守料の値上げです。人件費や物品等で1台当たり年間16.5万円の値上げと知りました。機械の保有が多い病院では100台ほど持っているので、1700万円近く支出が増える可能性があるということです。

ほかにも切実な声が寄せられています。限られた医療物資の使い方が現場で命の選別にならないようにしてほしい。これらのコストは、公的医療保険制度の下、診療報酬等で賄われてきましたが、もはや医療機関の努力のみで吸収できる限界を超えているということです。

診療報酬の改定は6月にあったところですが、現場の実態に合っていないと私は捉えています。こういった声をぜひ三重県は受け止めていただきたいなと思っております。

現場の声を踏まえ、診療報酬を臨時改定すること、それを国へ要望することも視野に入れて、三重県はどのように対応していくか、まず伺います。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（山本 毅）** 中東情勢の変化に伴う医療・福祉分野の現時点の状況と、それに対応する県の認識と施策について御答弁申し上げます。

中東情勢の変化に伴う燃料の価格上昇やナフサなどをはじめとする石油製品・関連製品の供給の偏り、流通の目詰まりと言われておりますが、こちらにつきましては、国の迅速な対応によって改善傾向にはあると、現時点において医療提供などに大きな支障が出るほど逼迫した状況にはないというふうに認識しております。ただ、依然として調達不安を懸念する声が続いている

ことは認識しております。

特に、使い捨てで使用量が多いと報道等でも言われておりますが、不安の声が多い医療用手袋、こちらにつきましては直ちに供給が不足する状況ではないんですけれども、流通の混乱を避けるために、通常の発注量を超えるような発注、こちらについては調整を行っている例であったりとか、一般のネット通販などの場合は取引を停止しているという例があるということで、一部の医療機関においては手袋の確保が困難だと言われる声があることも認識しております。

このような状況を踏まえて、国は、もともと国の備蓄している水準を超える量のプラスチック手袋、こちら約4億9000万枚ありますけれども、このうち5000万枚を確保が困難となっている医療機関向けに放出するというところで、5月の18日に受付を開始いたしまして、これ6月の5日現在ですけれども、こちら約2530万枚が申し込まれて供給されるということになっております。

県は、この放出に係る要望の取りまとめであったりとか調整、こういったことで事務支援を実施しておりまして、引き続き、国とともに医療機関などを支援していきたいと思っております。

一方で、物価高騰対策支援でございますけれども、令和7年度の12月補正予算及び2月補正予算において、医療・福祉分野に関してなんですけれども、139億7816万円余りの大規模な物価高騰対策支援事業を計上しております。現在は、こちらを実施している状況にありまして、申込み、申請の受付、これと交付決定、支払いの段階に進んでおります。その効果が現在、医療・福祉の現場で現れてくるところだというふうに認識しております。

医療・福祉分野の支援については、関係団体とのお話し合いの中での状況変化であったりとか、先ほど御指摘いただきました6月1日に実施された診療報酬の改定及び先週成立いたしました国の補正予算などの情報収集、こちらのほうも努めまして、適切に対処したいと思っております。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。

知事に、この流れで診療報酬の臨時改定を国に求めることについて答弁いただくつもりではあったんですけども、部長にお答えいただいたということかなと思います。

県でも様々対応していただいております、厚生労働省のほうも手袋の備蓄の放出、動いていることは現場の方からも伺って承知をしているところでして、今後とも国とも連携をして実態調査など対策を取っていただきたいと思います。

訪問先では、やはりもう早く戦争止めてもらうしかないと言っておっしゃっていることを聞いてきました。今の日本の政府は、アメリカやイスラエルに対して国連憲章や国際法違反の攻撃をやめなさいと言っていないというそういった状況にあります。日本政府も停戦を求めるべきだと、三重県から国へも言っしてほしいんだということも併せて要望させていただきたいと思っています。

ちょっと時間の関係で、次に移らせていただきます。すみません。

さて、戦争と政府の関係という話なんですけれども、（パネルを示す）このスライドは、国家予算に占める経費別予算の増減というものになりますが、緑の部分、軍事費が突出して増えている。そして、ほかの文教科学費だったり、社会保障と言われる部分が全然変わっていない。物価の値上がりもありますので、相対的には下がっているのではないかという、そういった状況があります。

先ほどからもお話しているように医療現場がこんなにも逼迫をしている、その原因の一つに、こういった国家予算の中で軍事費の割合がどんどん増やされて、その結果社会保障費が削られ、国民生活が圧迫されているという実態があります。それを主導してきたのは間違いなく自民党及びその補完勢力となる政党であります。

そんな中、高市首相は、この1年で憲法改正を発議するという発言をしています。日本に住む我々は戦争がいかに悲惨かということを歴史から学んで

いますし、日常生活でも今実感をしているところだと思います。さきの戦争の反省を基に、焼け野原からの復興の歴史的原点の一つが、私たちの日本国憲法だと考えています。今全国で戦争反対、憲法を守れと声を上げる国民が激増しています。主権者である国民が願っている平和憲法を守っていくことについて伺っていきたいと思います。

1945年の敗戦まで、日本は侵略戦争に次ぐ侵略戦争を繰り返し、国内外には多数の犠牲を出してきた、そういった戦争国家でした。ところが、1946年日本国憲法の成立後は、日本が直接戦争に参戦したことは一度もありません。自衛隊が創設されてから今日まで、自衛隊は1人の外国人も殺していないし、1人の戦死者も出していない、こういう軍隊というのは、世界の主要国の中でも自衛隊だけということですが、憲法9条がなかったら、このようにはなっていないと考えています。

つまり、この日本国憲法の9条は、日本国民の命や自衛隊員の命、相手国の国民の命を守る盾となって働いてきたということです。

しかし、今、自民党政権が憲法改正で一番狙っているのが、この9条です。そういった中で、憲法第99条に、国会議員や公務員こそが憲法を尊重し擁護する義務を負う、そういった明記がされていて、誰がこのルールを守るかについて書かれています。

そういった立場を踏まえて、知事に単刀直入にお聞きしたいのですが、この平和憲法は変えるべきではないと知事は思っていますでしょうか。

**○知事（一見勝之）** 日本国憲法99条におきまして、公務員は、日本国憲法、この憲法と書いてありますけど、日本国憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうに書かれています。

我々、特別公務員ではありますがけれども、公務員として日本国憲法を尊重する義務があると思っております。

憲法の改正については、これは国の立法府で日本国憲法の憲法審査会、これは共産党も入っておられますけど、そこで議論をされておられますので、そこでどういう議論がなされるかということであると考えております。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 簡潔な御答弁をいただきました。

知事としては99条に尊重義務があるということで、そういうお立場を確認することができましたが、改正については国の立法府で憲法審査会に委ねられるということでしたけれども、そもそも国会議員も99条の中に含まれる、そういう権力者の中に含まれるわけですから、今、国民が憲法を改正してほしいという世論のほう若干上回っている状況の中で、そういった方針を取るということ自体がどうなのという声が本当に国民からたくさん上がっているんですね。

やはり地方というか、国民主権というか、こういう日本国憲法が制定されてきた歴史というものをちゃんと分かっていたいていないからこそ憲法を変えようという声が上がっているんだなと思っているところなんです。

自民党が今抑止論ということで、どんどんこういうふうな軍事費を増やすことで、他国を牽制して平和をつくっていくんだということを示しております。

しかし、私はそういう論は、今、世界の流れの中では当たらないものだと感じておりまして、知事は以前、去年ちょうど核兵器禁止条約について私が質問をした際には、どちらかというと核抑止論の立場のような答弁をなされました。やはり核がある現実の中で、どういうふうな現実をつくっていくかというお立場なんだと思いますけれども、私自身が抑止力について思っていることをというか、学者の方の引用なんですけれども、（パネルを示す）そもそも抑止力というものが、相手より優位に立つ強力な武力を持つことによって威嚇し、攻撃を思いとどまらせようとするという、そういった論調なんですね。しかし、その抑止力は戦争防止にならない、むしろ戦争の危険を増すという研究がアメリカの研究者によって示されています。軍拡競争がない場合に戦争に至らなかった確率は96%ということなんですけれども、日本の実態はこれに逆行をしているんですね。この10年間、日米同盟の抑止力強化の名の下に戦争の準備を行ってきた。その結果、政府の防衛白書には、日

本の安全保障環境の評価の変遷が記されていますが、2023年版には、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境となっていると。自ら、抑止力の強化が平和を遠ざけているということを示していると思います。（パネルを示す）抑止力論の背景というものにはジェンダーがあるとも言われています。男性中心の社会では男らしさを競う文化というものが暗黙のうちに繰り広げられていて、最終形がやはり力を持って脅すというところですよ。

また、この抑止という考え方は結局人をいかに支配するかというために使われるものであって、相手により優位に立つ強力な力という意味では、行政が外国にルーツを持つ人に対して、日本国籍を認めるか否かというところでも通じるものがあると思います。

そういった中で、今、県政と国籍という問題では、今かなり話題になっているものがあります。（２）、（３）の国籍要件の問題に移りたいと思います。

日本国憲法は人権の規定がとても豊かであって、それについては、非常にすばらしいものでありますが、その施行の傍ら、1952年サンフランシスコ講和条約の発効により、戦時体制下に強制連行などの形で日本に連れてこられた人たちは自分の意思には全く関わりなく、日本人にされたり、国籍をまた奪われたりして、戦後は外国人として扱われてきました。その子孫である人たちが、いわゆる在日と呼ばれる人々です。日本での終戦後、帰国を希望し戻っていった方も多くいますが、既に日本での生活基盤があった人たちは必ずしも帰国を望まなかったり、やむを得ない事情で日本で生きてきた方たちだということだと思います。

しかし、そういったルーツを持つ方たちに対して、日本では激しい批判と偏見、差別が繰り返されてきました。

日本国憲法13条には、全て国民は個人として尊重されるとあり、14条には、法の下での平等が示されています。三重県は人口構成の特徴から、多文化共生の実践を全国でも進んでやってきた地域であると思いますが、その流れに大きく逆行していると私が考えているのが、この県職員採用に当たっての国籍

要件の復活です。以前、文書でも質問をさせていただいていますし、報道でも知事の思いは聞いていますので、また、それから先の話をしたいんです。やはり、私が問題だと思う一つは、この三重県の姿勢自体が差別排外主義をあおる言論を巻き起こしているということです。

とある事例を示したいと思います。（パネルを示す）SNSの投稿なんですけれども、どんなものかといいますと、三重県の知事が外国籍の職員採用を取りやめる方針、これはすごい。情報流出のリスク対策と説明。先祖から守ってきた国土を守るため国籍要件を復活させる当然の措置。好感度上昇、これは知事に対して言っているんですけど、ということです。90万回表示され、7.2万もいいねがついているということです。

これはどう見てもやっぱり差別扇動の投稿だと思うんですけれども、三重県がやはりこういった方針を撤回しない限り、SNS上での差別や分断が生まれ続けるといった状況は終わらないと思います。

改めて知事に伺いますが、差別感情をあおる発信をしていることへの知事の自覚について、そして県職員採用への日本国籍要件復活の方針を撤回するべきではないでしょうか。御答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

**○知事（一見勝之）** 外国の人も私ら日本人も同じ人間でありまして、この日本という島国に何千年前に来たか、この間来られたかの違いだけでありますので、そこは同じ人間として、共生社会をつくっていくべきだと私自身は思っております。

ほんで、何でそうしたらこんな話しているかということ、国際情勢が変わってきているからということなんです。

私自身は、外国人に限らずですが、差別を行ったり、中傷をしたりすることは、厳に慎むべきものだと思っています。残念ながら、まだ日本では差別禁止法というのがありません。これは表現の自由であるとか、ほかの権利との関係でとても難しいからではないかというふうに思っています。

先ほども申し上げましたが、これから日本の人口はどんどん、今も減って

いますけど、どんどん減っていきます。外国の人に日本で活躍をしていただく場というのはますます増えてきます。したがって、去年の7月、青森で全国知事会がありましたけど、そこでも私から申し上げたのは、やっぱり共生社会、包摂社会、そういう社会をつくっていかないと駄目なんだということで、それは青森宣言にも盛り込まれています。

もう一つの問題は、私は組織の管理者です。県庁組織の管理者です。その人間として考えたときに、国際情勢が変わってきて、情報が漏えいする可能性があるときに、情報漏えいを止めなければいけないという、もう一つの大事な保護法益があります。そこで抜けていく可能性のある情報としては、三重県民の個人情報であったり、あるいは農産物の種苗情報であったり、VIPの動線情報であったりしてまいります。それを止める必要があるということです。

ただ、この議論は冷静に論理的な法に基づいた議論をすべきでありまして、先ほどおっしゃった憲法の議論もすべきであります。憲法15条第1項には公務員を選定し及びこれを罷免することは、国民固有の権利である、という規定があります。我々は憲法15条第1項を守らなければなりません。この国民とは、日本国籍を有する者というふうに解釈をされています。したがって、公務員の選定に関しては、日本国籍者がそれを判断するということであります。

県職員の国籍条項の復活の検討、これ今現段階において検討ですけれども、先ほど申し上げたとおり、外国政府がその国にいるか国外にいるか関係なく、自国民に対して情報提供を強要する、そういう法制度を制定したことをきっかけとしています。

〔「何回も聞いています」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） 県民の個人情報やVIP動線、先ほど申し上げたとおり土木構築物の構造などの情報を扱っている県行政としましては。

〔「先話をしたいんです」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） 情報漏えいの防止のために行うものであります。

〔「それを差別というと思うんですけどね」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） 議長、すみません、注意をしていただけますか。

○議長（藤田宜三） 発言は慎んでください。

○知事（一見勝之） 公務員には法令に基づく守秘義務が課せられますけど、国家間の忠誠義務や利害関係が異なる場合、情報管理の徹底と漏えい防止という観点が非常に重要になってきます。

現在、三重県を除く35の都道府県及び国が国籍条項を有しておりますけれども、これは、公権力の行使や公の意思決定のみならず、他国からの情報漏えいといったリスクに対して管理を行うという点もあろうと思っています。三重県も同様の対応とする必要があるのではないかと考えて検討に入っていることです。安全保障上のリスクであります。

また、日本共産党、これを含む公党におかれましても、これ同じような話がありまして、綱領や規約に基づき、党の重要方針の決定や組織運営に携わる入党条件として日本国籍を求めておられる党があると承知しています。政党という公的な政治組織において、国籍を重視し、組織の規律や思想の統一性を保つための基準を設けておられることではないかと思いますが、同様に、国民の権利や県民の権利、公権力を直接扱う自治体の行政においても、国籍に基づく一定の基準を設けることはあり得るものではないかというふうに考えます。

いずれにしても、地方自治体におけます国籍条項、これは決して不当な差別だというふうには考えておりません。35の都道府県は既に国籍条項を維持している。情報保護と適正な行政執行のために、合理的かつ必要な措置ではないかと考えるところであります。（拍手）

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 何度も聞いてきたお話をされていまして、情報漏えいだったり、コンプラの取締りというのは組織の中のルールでできるでしょって話をしているわけなんです。今の答弁は本当にひどかったと思いますよ。

ほかの県はまだやっているから、また戻しますというのは、三重県が今ま

で到達してきたものに、また、泥を塗るものだと思いますし、政党の国籍条件の事を持ち出してきましたけど、私、それ申入れのときに確かに言いましたよ。でも行政と政党というのは全く役割が違うものですから、それを言い訳にしてくるのは本当に失礼だと思いました。

ですし、知事は今期の選挙の際に、メガソーラーについて大分攻撃をされていました。反論の動画もすぐに作られていましたよね。でも、自分が攻撃されない、むしろ持ち上げられるという立場になった途端に、デマは全く無視をして、反知性主義だったり、極右排外主義の先導、その人たちがいい評価をするものだからといって差別をスルーしている、そういうふう to 多くの国民は見ています。

ここで国籍要件の復活の検討をやめないということは、自分がポイ捨てしたたばこが原因で人の家に火事が起こっている、そういった現場の前でたばこを吸い続けるようなものだと思います。

自分が原因になっていることを顧みず、論点をずらしながらやっているということで、冷静な議論が必要という言葉でいつも答弁されますけれども、冷静な議論の上に生まれた感情をそうやってむげにする姿勢は本当にいただけないです。知事こそが不安にあおられ、現実的に理性的な議論ができていないんじゃないかと思います。

県職員の中でもいっぱい不祥事が起こっていますから、まず、そういったところをなくしてから、今外国籍の人、県職員にいますけど、そういう悪いことしていないですよ。現実には起こっていないのに、そうやってひどいことをするというのは、全然理解が得られていないです。そういった現実を直視していただいて、感情をもっと市民や県民にも寄り添ってほしいなと思います。

時間がなくなってしまったんですけれども、教員の働き方改革について質問をいたします。

簡潔に伺いますが、労働基準法どおりに教育現場で働く教員の皆さんが休憩時間が取れているのかということについて見解を伺います。現場の過酷な

実情に寄り添った率直な答弁をお願いします。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、私のほうから労働時間の把握とそれから休憩時間の確保につきまして、御答弁申し上げます。

教員の勤務時間の把握管理につきましては、所管する学校の教員の時間外労働の上限を月45時間、年360時間以内とする規則を定め適正な把握管理を行っているところでございます。

具体的には、県立学校では1人1台パソコンに導入しているタイムカード機能により、校長が教員の勤務時間を客観的に把握し、上限を超えるおそれがある場合には、本人及び校長へのアラート機能により、業務分担の見直しなどの対応を講じているところでございます。

休憩時間の確保につきましては、休憩時間は労働基準法上、原則として一斉に与えることとされておりますけれども、学校現場の特殊性を踏まえて、条例等に基づき、各学校において校長の管理の下、教員ごとに勤務実態に応じた時間帯に休憩を確保しているところでございます。

引き続き、県教育委員会におきまして、勤務時間の把握、休憩時間の確保をはじめとする法令遵守に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 休憩時間が取れているかということについては、答弁がなかったもので、もう一回伺えますか。

○教育長（長崎禎和） 休憩時間の確保につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、労基法上、原則として一斉に与えることとされております。ただ、学校現場の特性を踏まえまして、条例等に基づきまして、各学校において校長管理の下に、教員ごとに勤務実態に応じた時間帯に休憩を確保しているというところでございます。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） すみません、時間ないんですけれども、（パネルを示す）

実態調査をさせてもらいまして、簡単に言うと、とても取れたもんじゃないよと言っているわけです。

一定の時間働けば45分休憩あるいは60分と決まっていますけれども、子どもと全く別空間にいて業務を全くしない時間なんかないと、中学校の教員の方は、休憩時間の設定もなければ、休憩時間はあつてないようなものだと言いました。

記録については、おっしゃっているところですけども、ほかの団体の交渉の中で、休憩が取りづらいということを以前まで答弁されていると伺っていますが、そういった休憩が取りづらい中、定時まで労務提供を求めたり、職場への滞留を求めたりしているんでしょうか。それは給特法違反ではないでしょうか。ちょっと時間ないですけど、お願いします。

○議長（藤田宜三） 答弁は簡潔に。

○教育長（長崎禎和） 給特法に関することでございますけれども、県立学校の業務量の適切な管理等を図るための計画を策定いたしまして取り組んでいるところでございます。

本県における県立学校の教員の1人当たりの平均時間外労働時間につきましては、国の目標である平均1か月当たり30時間程度を下回る水準で縮減が進んでいるところでございます。ただ、月80時間を超える教員も依然として存在をしておりますので、対応が必要というふうには認識をしております。引き続き、長時間労働の是正など、教員の働き方改革に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤田宜三） 吉田議員、申合せの時間が経過しましたので、速やかに終結願います。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 実態とかけ離れている答弁だと言わざるを得ないです。実態をちゃんと見てください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（藤田宜三） 23番 山内道明議員。

○23番（山内道明） 改めまして、皆さん、おはようございます。

公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。持ち時間30分となりますので、よろしくお願いいたします。

質問に早速入らせていただきますけれども、ちょうど1年前もこの場でフェーズフリーを取り上げさせていただきました。改めて今日は、“フェーズフリー”は誰もが参加できる防災のプラットフォームと題して、質問させていただきます。

最初に少し紹介をさせていただきたいんですけれども、（現物を示す）こちら映写資料にはございませんが今日の公明新聞の2面の主張のところに、ちょうどフェーズフリーが特集をされておりましたので、ちょっと持参いたしまして、200倍ぐらいに拡大をして紹介をさせていただいております。全て読むことはできませんが、「フェーズフリー防災と日常生活に備え取り組みう」とございます。その中で、このようにあります。「今秋の発足を目指す防災庁の基本政策や事前防災の加速化を見据え、政府が一丸となって、初めてフェーズフリーの普及に乗り出す意義は大きい」とございます。それからフェーズフリーに対して「備えない防災」という表現も、こちらではさせていただいております。ここをちょっと紹介させていただきたいなと。

また、本日ちょうど同じ時間で四日市市議会でも、フェーズフリーが取り上げられているというふうに伺っております。

それでは、原稿に入らせていただきますけれども、今回、改めてフェーズフリーを取り上げることを決断したきっかけが3点ございました。

1点目、先日防災に関する講演会に参加した際、東日本大震災が発生した東北地域におきまして、発災から15年が経過をし、中学3年生までの子どもたちは震災当時を知らない世代となったことが紹介をされました。そのことを通じて、震災の記憶と記録がどれだけ残っていても、経験と体験、これは現実的に失われていくことは止めることはできない。被災地が今後、まさしく未災地に戻ってしまおうとするその現状への言及があったことです。少し

衝撃的でした。

2点目、先日の常任委員会におきまして、教育現場におけるフェーズフリーの質疑をさせていただきました。フェーズフリーの視点は随所に活用されている現状は確認をできましたが、フェーズフリーという言葉、そしてその背景については、直接的に展開はされていないことも分かりました。これは教育現場に限らず、防災に関する様々な場面でも同様で、フェーズフリーの視点は重要視をされて具体的な取組が紹介をされてはおりますが、フェーズフリーという言葉、そしてその概念が紹介される機会がほとんどない。こういった現状に違和感を覚えていたことと合致をするものでした。

ちなみに余談になりますけれども、今年の三重県議会広聴広報会議におきまして、高校生県議会、2年ぶりに開催を予定されておりますが、今準備に入っておりますが、そこで、参加校の1校である熊野青藍高校が取り上げている複数のテーマの一つにフェーズフリーというのがありましたので、ここは少し触れさせていただきたいと思います。

そして3点目ですけれども、こちらは先ほどの新聞にもつながりますが、5月22日の参議院の本会議、ここでフェーズフリーが取り上げられました。総理のほうから次のように答弁がされたことです。

防災技術の開発、商品化、現場実装の好循環を生み出すにはフェーズフリーの取組が欠かせない。ドローン、衛生、A I、浄水化技術は平時でも活用できる、そして、そうすることが実装の可能性を高める。防災庁が司令塔となり、フェーズフリーの観点を組み込んで、このような防災技術の研究開発、社会実装を官民一体で強力に推進すると答弁をされました。

以上の3点から、フェーズフリーの視点を行政や関係者だけでなく、子どもを含めた生活者である県民の皆さんにも持っていただき、実生活において、自分事として役立てていただきたいとの思いを強く今回いたしました。

そこで改めてフェーズフリーについて紹介をさせていただきます。

フェーズフリーを開いたことのある人の多くは、防災の日常化という言葉に変換をされておりますが、その意味合いにとどまるものではございません。

例えばフェーズフリーの視点、ローリングストック、液体ミルク、トレーラーハウス、レスキューホテル、PHV車や防災公園など、アイデアであったり、身の回りの小さなものから大きなもの、まちづくりまで、サービスや形として意識するとしないとにかかわらず、少しずつ社会に浸透をしてきています。しかしながら、これは単なる防災の日常化ではなく、フェーズフリーという概念でつながり、広がりを見せてきております。

フェーズフリーという言葉の生みの親でありますフェーズフリー協会の佐藤唯行代表理事の言葉を少し抜粋して紹介させていただきます。

「備えをしましょう、意識を高めましょう。誠実で疑う余地のない呼びかけであるはずなのに、心に違和感が残る。なぜだろうか。日常は余裕に満ちているわけではない。仕事や家庭、様々な責任の中で、時間も記憶も限られている。備えることが正しいと理解をしていても、持続させるのは容易ではない。それは無関心だからではない。むしろ懸命に生きているからこそ生まれる隙間である。非常時のために特別な何かを用意することは間違っていない。しかし、特別なものは日常から距離を置きやすい。距離は忘却を生み、よって後悔を呼ぶ。その循環を断ち切る道はないのか、日常の暮らしを豊かにしているものがそのまま非常時の生活や命を支える、意識して備えるのではなく、結果として備わっている状態を増やしていく。そこから生まれたのが、フェーズフリーという概念である。これは単なる発想の転換ではなく、社会の構造を静かに組み替える施策がその中にある。変えるべきは、行動の量ではなく、前提の形である。フェーズフリーとは変化の入り口に立つための問いである」とありました。

そしてフェーズフリーには誰もが参加しやすい、参加したくなる力、要素がつながっており、そのため、フェーズフリーは防災のプラットフォームとも位置づけられております。

本日の質問では、特にこのプラットフォームの意味合いを取り上げさせていただきますと思っています。

(パネルを示す) こちら、フェーズフリーを真ん中にして誰もがそれぞれ

の立場で自由に発想し活用できるもの、それぞれの視点から発信されたアイデアや実現したもの、サービスはフェーズフリーというプラットフォームの中で触発をし合い、新たな価値へ次から次へとつながっていきます。そうして生まれたたくさんのアイデアは、やがて自分や大切な人を守ることにつながっていくことをこの図は表しております。

次の図になります。（パネルを示す）フェーズフリーは単なる理想論ではなく、既にビジネスとして成立する仕組みがあります。さきの総理の答弁にもあったようです。

こちらの図のように、認証制度、アワードの開催、イベント、情報発信、さらにはアドバイザー、コンサルなどを実施することで、一つ一つのアイデアを大切に、しっかりと社会に価値を与え、循環、浸透し、実装されていきます。一人ひとりのひらめきが社会を変え、もしものときに大切な人を守り、誰かを笑顔にする仕組みであります。生活者にまで防災力として還元をしていくことが重要だと思っています。よって、行政団体、企業のみならず、生活や教育の現場など、子どもを含む県民一人ひとり、互いに顔の見える中での生活者への浸透が、その実装が待たれます。

そこで質問です。三重県の防災におけるフェーズフリーの取組について、これまでも推進をされてまいりましたが、今後はさらに、県民の皆さんにも見える形、伝わる形での取組が有効であると思いますが、いかがでしょうか。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（田中誠徳）** まず、最近の県でのフェーズフリーの取組状況について御説明いたします。

令和7年度から職員を対象とした防災意識向上研修におきまして、フェーズフリーの視点を踏まえた防災力向上の取組を紹介しておりまして、各所属でこの視点を取り入れた事業の推進について意見交換を実施しております。

また、避難所に指定されている県立高校の体育館への空調設備の整備につきまして、令和7年度から進めておりまして、令和8年度からは新たに私立学校におきましても熱中症対策や避難所機能の強化のために、体育館等に空

調設備を整備する経費を助成することとなっております。

加えて、令和7年度に実施いたしました外宮周辺の緊急輸送道路における無電柱化では、地震災害時の電柱倒壊に伴う交通遮断を防ぐ防災面での機能強化が図られるとともに、良好な景観形成や、歩行者等の利便性、快適性が向上しております。

このほか、脱炭素の取組といたしまして、令和8年度に県桑名庁舎では、災害時にも給電が可能となるソーラーカーポートを公用車駐車場に設置することとしております。また、みえ学生防災啓発サポーター養成講座のカリキュラムにおきましても、フェーズフリーに関する取組を継続して紹介しているところでございます。

また、国では、6月3日にフェーズフリー等促進検討会を立ち上げまして、社会全体の防災力の向上を目的に、災害への備えを特別なものとして捉えるのではなく、日常の延長として実践される社会を実現するための検討が進められているところです。

県といたしましても、こうした国の検討状況も注視しながら、ふだんから利用しているものやサービスを災害時にも役立てるという考えであるフェーズフリーという言葉そのものや視点を県のような取組や計画に取り入れたいと考えているところです。

〔23番 山内道明議員登壇〕

○23番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

非常に前向きに答弁をいただいたと受け止めさせていただいております。

各セクションで県としては取り組んでいるということで、それぞれの実装の状況も教えていただきました。特に学校の体育館、これ私学も含めてということで推進をいただいて熱中症対策と避難所運営と、まさしくフェーズフリーの取組でありますけれども、県民の皆さん、また、市民の皆さん、そして子どもたちの目の前にそういった実装が今広がってきておりますので、ぜひそれをもっと身近なものという形で、フェーズフリーという言葉とか概念を通じて伝えていただくと非常にいいのかなというふうに思っております。

ヒントは、もう社会の至るところにちりばめられていると、そういった状況ではないかというふうに思っております。

今回でフェーズフリーの質問は令和元年から4回目になるのかなと思っておりますが、今回特に力を入れていきたいなといって取り上げさせていただいております。

少し強い言い方になるかもしれませんが、県民にはフェーズフリーとその概念を知って、自らと大切な人を守る権利があるということを改めて今回この場で確認をさせていただきたいとこのように思っております。

二つ目の質問に参ります。

県内の女性や青年の防災人材育成と参画推進についてであります。

2022年には、「若年層×フェーズフリー」で防災意識と防災力の向上を！とのタイトルで、防災への青年層の参画について質問をさせていただきました。その際、みえ学生防災サポーターの養成の紹介がありまして、そちらでフェーズフリーを取り入れていただいたということがございます。

改めて、女性や青年、現役世代の防災人材の育成、そして参画は喫緊の課題です。今、地域で、現場で防災の取組を担っていただいている世代の皆さんにも限界があります。女性の力、青年の力を得るべく、社会の側から新しい力、人材を育み、アプローチしていくときが到来していると思っております。

まず、女性の防災に関してですが、先月、公明党の女性委員会主催の全国のオンライン勉強会がありまして、一般社団法人こども女性ネット東海の藤岡喜美子執行理事から女性防災リーダーが地域防災を変えろと題して講演をいただきました。県のほうでも同氏のほうから講演をいただいたと聞いておりますが、（パネルを示す）とりわけ、こちらの女性視点とは、女性のみを対象とした支援ではなく、衛生、育児、心理、孤立、プライバシー、コミュニティ形成など、生活そのものを支える視点であり、多様性を尊重しながら、誰一人取り残さない地域防災を実現するための生活者視点であるとの言葉に大変共感をさせていただきました。従来の組織、指示型防災に対して、

関係性、信頼型のネットワーク防災モデルの有効性について、非常に示唆するものがあつたと認識をしております。

次に、青年防災につきましては、（パネルを示す）こちらは昨年三重県議会広聴広報会議のみえ現場de県議会におきまして、当時の森野座長の下、四日市大学に伺いました。

若者とこれからの地域づくり、防災減災をテーマに、四日市市や石川県で地域防災、被災地支援活動に参加している四日市大学、四日市看護医療大学の学生や、地域防災活動を支援する関係団体の方と意見交換を行い、現役の大学生からの生の声をお聞かせいただくとともに、長年にわたって学生らとともに被災地での支援活動に取り組んでいる副学長の声を直接伺うことができました。

こちら、少し小さくなっておりますけれども、みえ県議会新聞の記事を抜粋させていただいております。ホームページもありますので、ぜひそちらでも御覧いただきたいと思いますと思っておりますが、この小さな字で下段に当日出た主な意見、声が掲載されておりますけれども、こちらも含めてほかにもフェーズフリーにつながる発言がいろいろありましたので、少し紹介させていただきます。

地域の祭りで炊き出しの御飯を作ったり、公園のベンチに防災機能を持たせているところがある。夏祭りの会場は避難所でもあるので、楽しい思い出とともに避難経路を覚えることができる。看護学生を看護師の下で安全に災害ボランティア活動できるプログラムを今考えている。これ平時の備えです。また、就職活動において、防災活動の経験は自分のアピールポイントになる、また、仲間づくりのきっかけにもなる、これ重要なキーワードです。

また、小・中学校で活用している防災ノートのおかげで、県内の子どもたちの防災意識は他県よりも高いというふうに、三重県教育委員会の取組が高く評価をされておりました。

また、空き家対策は重要であるとありました。一昨日の中森県議の質問のとおりであります。フェーズフリーアワードには空き家から生まれる共助と

いう取組を紹介されておりました。また、三重県は観光地が多く、観光客の食事を備えた避難対策も必要との声もありまして、知事が観光を非常に推進をしているということがしっかり伝わっているという確認をさせていただきました。

実際に被災地での避難所運営、被災者との交流会などに学生が参加すると場が和み、参加者が元気になる、人が集まってくるなど、若者の力が被災地の現場で発揮されている様子や体験を教えてくださいました。

副学長からは、災害に遭ったとき、避難所で動ける若者はとても多い。加えて、被災地支援の経験があったり、防災士の勉強をした若者は大規模災害が起こったときに頼もしい人材として活躍をしてもらえると若者に大きな期待を寄せられていました。

四日市大学では、毎年多くの学生が防災士の資格取得を目指されております。改めて、女性や青年、若者は、これからの持続可能な防災活動の推進力であり、既に欠かせない存在になりつつあると思います。

そこで質問です。三重県の防災における女性や青年の防災人材の育成と参画推進の取組についてお聞かせください。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（田中誠徳）** 女性や青年の防災への参画推進について御答弁申し上げます。

令和２年度に内閣府が取りまとめた男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインによりますと、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害におきましては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が指摘されております。

また、令和７年度に内閣府が行った能登半島地震の対応状況調査におきましても、避難所の運営においてリーダーは男性中心で、トイレ掃除や炊き出しなどの負担が女性に偏るといった課題が確認されております。

また、若年層の防災活動への参加につきましては、県が令和６年度に実施

いたしました防災に関する県民意識調査によりますと、年齢が低いほど、地域で実施される防災活動への参加意識が低いという課題が明らかになっております。

こうした課題への対応策の一つといたしまして、女性や若年層の防災人材を育成することが重要であると考えております。

県では、みえ防災・減災センターにおきまして、みえ防災コーディネーター育成講座など、女性を含む防災人材の育成に取り組んでいるところです。これまで1445名を育成し、うち女性は48%の698名となっております。研修修了者は、地域密着型の防災活動を展開するネットワークであるみえ防災コーディネーター連絡会に参画いたしまして、会員相互の交流や情報共有、知識・技能の向上を図っているところでございます。

また、若年層を対象としたみえ学生防災啓発サポーター養成講座では、現在144名が修了し、うち女性は約60%の87名となっております。研修修了者のネットワークである、みえまもりたいは、防災訓練やイベントでの啓発、被災地でのボランティア活動などに取り組んでいるところです。

加えて、自主防災組織の中核を担う方を対象として実施している自主防災組織リーダー研修では、女性や若年層の方も参加いただいております。この研修では、避難所における女性視点の重要性を、若年層を含む女性と男性と一緒に話し合うというグループワークを行っておりまして、これを契機として、自主防災組織の活動に女性や若年層の参画が一層進むよう、着実に取り組んでいきたいと考えております。

このほか、毎年度県が表彰を行っております、みえ防災大賞の受賞団体の中には、女性や若年層が中心となった地域の取組が多数ございます。こうした優れた取組を各地域の参考としていただくために、毎年度、事例集として取りまとめて公表することで、女性や若年層が中心となった取組を広げたいと考えております。

今後も引き続き、女性と若年層の人材育成やネットワークの活動支援、先進事例の共有等を行うことで、地域の防災活動において、女性や若年層の視

点からの取組が広がるよう促進してまいります。

〔23番 山内道明議員登壇〕

○23番（山内道明） ありがとうございます。

部長にしっかり答弁いただいて、着実に推進いただいている模様を確認させていただきました。数字でも、割合でも、女性の割合がしっかりと確保されていることもありました。

今回学ばせていただいて、男性が女性の視点を持って進めるものと、女性自らが女性リーダーとして進める防災とはやっぱり違うなというふうにはっきりと感じましたので、しっかりと推進をいただきたいというふうに思っております。

先日、私が受講した防災の講演会で、若者が避難所運用をイメージして組織図を描くとどんな絵になるか知りました。我々ですと、トーナメント表のような家系図のようなものをイメージしますが、若者は違う、上下関係がなくフラットであると。つまり、みんなが参加者、そして、役割分担のイメージがその組織図には表れていると。こういった感覚が、若者の感覚が厳しい避難所生活においても周囲に安心をもたらす若者ならではの力、発想なんだというふうに思いました。

また、こども女性ネット東海の藤岡理事の講演でも様々ありましたけれども、生活の延長線上、まさしくそこにフェーズフリーの視点があって、日常的な関係性が非常時において安心につながると強調されておりまして、これがまさしく女性の視点であると。生活線上の延長線上に防災があるんだと。平時の地域づくり、ジェンダー平等、多様性配慮、地域共助、災害時の自立的な連携を統合する新しい地域防災のモデルとして、女性防災リーダーへの期待が寄せられているということでありました。

それでは、最後の質問に入ります。

県内の福祉避難所の現状と充実に向けた県の取組についての質問です。災害多発国である日本は、インフラの整備、復旧はすばらしいと国際社会から評価されています。反面、避難所の環境などソフト面では、災害対策後進国

と言われても現状は仕方ない状況にあるのではないのでしょうか。そこにスフィア基準が導入されて、その遵守に向けた取組、避難所環境の改善をしつかり進めていただいております。

その上で、さきの質問でも紹介をさせていただきましたが、こども女性ネット東海の藤岡理事からは、特に避難所についてのこれからの課題がありまして、多様な被災者への配慮がますます必要になってくること、とりわけ高齢化率の上昇により要支援者が上昇・増加、若者減少、消防団・自主防災組織への負担は増加、そして特に能登半島地震でも課題となって浮き彫りになりました、福祉避難所の絶対数の不足並びに実際の開設が容易ではないことなどです。また、発達障がいなど発達に課題を抱える子どもたちやひきこもりの方々の割合は年々増加をしております。

そこで質問です。以上のような社会課題を背景とした県内の福祉避難所の現状と充実に向けた県の取組についてお聞かせください。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（高濱公生）** それでは、私のほうから福祉避難所の現状と充実に向けた取組についてお答えさせていただきます。

災害時におきまして、高齢者や障がい者、あるいは乳幼児など特に配慮を要する方々は一般の避難所での生活が困難であるために、各市町においては福祉避難所の確保をすることが求められております。

令和8年の3月時点で、県内全ての市町で福祉避難所が確保されております。数におきましては484か所が確保されております。しかしながら、議員御指摘ありましたように、数が、例えば南海トラフなどの大規模地震の発生時に足りるのか、あるいは実際に福祉避難所は開設されるのか、そういった部分を考えますと、福祉避難所の充実が必要だというふうに考えております。

そのため、県では、福祉避難所のさらなる確保につきまして、市町に働きかけるとともに、県と三重県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で協定を締結いたしまして、災害発生時に特に配慮を要する方々が、旅館やホテルなど

を利用できるようにしております。

それから、実際に運営できるようにということですが、福祉避難所を運営する施設の職員や市町職員に対しまして、福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を毎年度実施しております。昨年度は9市町、10の施設、それから2市2町の社会福祉協議会から合計32名参加していただきました。これによりまして、令和8年3月時点で、福祉避難所の運営マニュアルの作成をしている施設数は256か所になっております。

さらに、今年2月には、県と一般社団法人日本福祉用具供給協会との間で協定を締結をいたしまして、大規模災害発生時に避難所において不足している福祉用具などの物資をニーズに応じて優先的に供給できるようにしております。

引き続き、災害発生時において、特に配慮を要する方々が安全で安心できる生活環境の下で避難していただけるように、福祉避難所の充実に向けて、市町及び関係団体とも連携しながら取り組んでまいります。

〔23番 山内道明議員登壇〕

○23番（山内道明）　ありがとうございます。

部長から非常に強く答弁をいただきまして、決して簡単ではないというふうに思いますが、市町としっかり連携をとっていただいて、着実に推進をしていただくことが何よりであるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

具体的な取組を今確認させていただきました。その上で、少し残り時間ありますので、誰一人取り残さない避難所体制の取組の好事例を少し紹介させていただきたいと思います。

今月6月1日に公明党の竹谷とし子代表らが、愛知県の岡崎市で任意の小規模避難所の開設準備に取り組む二つの団体の視察をしております。小規模避難所とは、指定避難所での生活が難しい要配慮者のために、支援機関などが運営するものです。

一つ目の団体は、ダウン症の子や家族が交流するカフェが開かれている寺

院であります。カフェは毎月1回開催、災害時にもダウン症の子らが通い慣れた寺で過ごせるよう、小規模事業所づくりをスタートされたということです。昨年は約20人が参加しての宿泊体験を2回ほど実施され、結果、物資の備蓄に限界があり、行政からの供給を受ける体制づくりが課題であることが分かってきたようです。先ほど部長の答弁にも、この備蓄をしっかりとやっていくんだという話がありましたのを大変心強く聞いておりました。

二つ目の団体、放課後等デイサービスの事業所です。こちらでは、テント泊や車中泊を経験する防災キャンプを実施されておりました。こども女性ネット東海の藤岡理事は、指定避難所や福祉避難所を補完する任意の小規模避難所の必要性の提起を今回されておりました。これは保育園や放課後等デイサービス、高齢者のデイサービスなど、日常的に使われているコミュニティーの場を避難先として活用する取組であります。

(パネルを示す) このような形が今、女性防災リーダーを中心に各地で自発的に進められようとしております。フェーズフリーアワードの中にも、子ども食堂防災拠点化事業というのもありました。長引く避難生活のときに大事なのは、安全面だけではなく、安心感がその人たちの生きる力を内発的に生み出しているとそんなふうに強調されておりました。

最後に一つの可能性としての提案です。ちょっと時間の許す限りになってまいりますけれども、ヤングプレイスです。居場所のない若者たちへのアプローチです。

被災地へ支援に入りますと、支援をする側と被災者ら、支援を受ける側が存在するわけですが、支援する側の心がけとして、お互いさまという気持ちが非常に重要だと今回教えていただきました。一方、ひきこもりの支援におきましても、支援する側される側が存在しますけれども、こちらもお互いさまの関係をつくる場が重要であるというふうに教えていただきました。

先ほど、こちらの資料にも、(パネルを示す) ちょうど真ん中のところにも若者の居場所と避難所運営の連携とありますけれども、まさしく、ひきこもりの方々などへのアウトリーチの手段として、そしてその先の居場所とし

て、地域の防災活動がその候補の一つであってほしいと、ぜひそうあっていただきたいというふうに思います。

さらにいいますと、こういった若者が、防災をきっかけに地域に顔を出すようになってつながり、心身ともに充電できる、そういった環境と、防災士の資格取得へ意欲を持ってもらえたなら、もうこんなにありがたい、うれしいことはないと思っています。

学ぶ力は生きる力につながってまいります。この考え方は、防災の側から社会課題へのアプローチするフェーズフリーかなと私は思っております。そういった取組が県内でそういった連携が見えてまいりましたら、三重県としてもぜひ力強く支援をしていただきたいなというふうに思っておりますので、そのことをお伝えさせていただいて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。3番 荊原広樹議員。

〔3番 荊原広樹議員登壇・拍手〕

○3番（荊原広樹） 改めまして、皆さん、おはようございます。名張市選挙区選出、新政みえの荊原広樹と申します。

私も6月5日に伊勢のほうに、お木曳行事に行かせていただきまして、非常にすばらしい体験をさせてもらったなというふうに思っております。風のうわさで聞いたんですけれども、知事も近々行かれるということで、また、29市町の首長の皆様も行かれるということで、非常に盛り上がる一日になると思いますので、ぜひとも盛り上げていただいて、この伝統行事に関わるということのすばらしさというのを体感してもらったらいいなというふうに思っております。

伊藤議員もおっしゃっていましたが、やはり、えんやという掛け声、これも恥ずかしがってはいけないので、大きな声でがんがん盛り上げていくことが大事だなと思う一方で、また、綱の長さが大体200メートルぐらいあって、200メートルが左右に伸びて、それを大勢の人間で引っ張るので、物すごい人が参加して一体感のあるイベントで、ただ、一番前まで、えんやの掛け声が聞こえないので、マイクを使いながら、えんや、えんやという形でやるんですけど、地元の方がすごい野太い勇ましい声で、えんや、えんやと言ってくれるもので、私もええ祭りに来たなと思ったんですけれども、休憩のときに、誰が言っているのかなと思って見たら、後ろに映っている廣さんが、マイクを持って、えんや、えんやって盛り上げてくれておったので、地元の議員が、地元のイベントをしっかりと、またこの伝統あるイベントを盛り上げてくれているということは非常にありがたかったです。廣さん、世古さん、本当にありがとうございました。すみません、ちょっと話がそれまくっちゃいましたけれども。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。今日は大きく五つの質問をさせていただきます。

一つ目が、県のプロモーションにかかる今後の展開についてということで御質問をさせていただきます。

三重県プロモーション推進方針が令和6年度から始まって、令和8年度、最終年度を迎えるというところなんですけれども、これまでの成果や反省であったり、次年度に向けて考えていることであつたりとか、今反省しながら

次どうしようとかいろいろ検討いただいているところだと思うんですけど、今あるプロモーション推進方針を見せてもらったら、どうやらこの3本の柱でやっているという中で、一つが三重県そのものの認知度向上、そして、効果的・効率的なプロモーションを行うための仕組みづくり、そして、市町や事業者、県民等の連携強化の三つの柱ということで、三つを柱にしながら進めていただいたんですけれど、見てみると面白い分析もあつたり、調査結果を見ていると首都圏とかで三重県といえば何がありますかみたいな調査をしたみたいなんですけれども、1位が伊勢神宮やったんですね。伊勢神宮で、次が松阪の牛が有名やと、鈴鹿サーキット、イセエビ、赤福という感じで書いてあつたんですけれども、次、関西圏に聞いたら、これも同じく伊勢神宮が上位に来ていたみたいなんですけど、その次が、何と首都圏ではなかった鈴鹿サーキットが出てきたんです、あつたわ、嘘つきました。鈴鹿サーキット、その次のスペイン村が出てきたんですね。スペイン村、イセエビ、赤福という感じだったんですけれども、首都圏と関西圏のこの違いって何なのかなと、ちょっと私なりに考えてみたんですけれども、やはり関西圏の方は、三重県にはやっぱり近鉄電車が走っているというところで、駅のホームとかでも確かにスペイン村の音楽、何か聞いたなというようなイメージもあるので、やっぱり関西の方には、このスペイン村というのは、かなり三重県としてのリンクができていいのかというふうに思っておったんですけれども、この中で、皆さんお気づきのとおり、長島が入っていないんですよ。ナガシマスパーランドであつたり、なばなの里であつたり。これ結構、東京の知り合いに聞くと、名古屋へ行ったときに長島ってところへ行つてんという話を聞くんですよ。要は長島自体がもう三重県イコールになってないって思っている方がいらっしゃったり、また、私の名張なんですけれども、名張もよく北海道なんやと言われるんですよ。これもちょっと似た地域があるということで。何か三重県にいいものはあるんやけど、イコール三重というのが、ちょっとまだまだ欠けてしまっているところもあるのかなというふうに。

以前、「実はそれ、全部三重なんです！」というのを進めていただいたと思うんですけども、三重にいいのがたくさんあって、イコール三重というのが、なかなかつながってなくて、それが非常にもったいないなというふうにも思っているところでございます。

情報発信もやはりSNSが今主流になってきてはいるんですけども、なかなか行政がやると、なかなか攻め切れへん部分があって、やっぱり一般の方にも手伝っていただきながら、三重県のファンを増やしていきながら、この三重県のよさ、そういったところを広げていくことが大切なのかなというふうにも感じておるところでございます。

様々、今、申し上げさせてもらいましたけれども、今後、今、このプロモーションの推進というのは本当に大事で、僕、議員になる前まで、何か行政でやること遅いな、何でこんな遅いねんってずっと思っていたんですけども、やっぱりしっかり計画立てて予算組んで、議会を通して、そうやって手順をしっかりと踏んでいくので行政ってやっぱり時間かかるんですけども、逆を言うと、計画さえしっかり立ててしまえば、それに向かってしっかり進んでいくなというのが、私、議員になって感じたところでございますので、今回この推進方針、方針ですけども、推進方針を立てるに当たって、どのような方向性で考えられているのかというのを御答弁いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〔楠田泰司政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（楠田泰司） それでは、プロモーションの現状と今後の取組について答弁をいたします。

この三重県には、豊かな自然や食、そして歴史や文化など世界に誇れる強みやよさがたくさんあります。こうした三重の魅力を効果的に発信するプロモーションは、観光や県産品の購入、そして交流人口の拡大など、国内外の多くの方から選ばれる三重を実現するために、極めて重要な取組だと考えております。

県におきましては、政策企画部がコーディネート機能を発揮しながら、各

部局のプロモーションが隙間なく連携しまして、相乗効果を生み出せるように、先ほど議員からも紹介ありましたが、令和6年5月に三重県プロモーション方針を策定しております。

この方針に基づきまして、これまで、例えば県として統一感のある情報発信を行うために、美し国みえのロゴマークを策定したほか、県内各地の多様な魅力を紹介する動画を制作しまして、全国規模の各種会議や県内外でのイベントにおいて放映をしております。令和6年度からは、首都圏の大規模施設におきまして、関係部局が連携しまして、三重の持つ魅力を一体的にPRするイベントの開催なども行っております。

また、みえ応援ポケモンでありますミジュマルを活用したプロモーションも強力に推進しております。昨年7月には、鈴鹿市と鳥羽市にミジュマル公園を開園しております。この開園の告知に係る公式Xの表示回数は、約100万回を記録しております。また、本年5月末現在、延べ人数約16万人の方に御来園いただくなど、本県の認知度向上や誘客に大きな力となっております。

一方で、昨年度、県が行った調査では、例えば伊賀忍者、あるいは熊野古道伊勢路について8割を超える方が知っているというふうに回答しておりますが、それらが三重県にあることを知っている人の割合というのは6割程度にとどまっております。したがって、個々の観光地や県産品などと三重県が十分に結びついていないのが現状であります。

特に、首都圏における認知度は関西圏より低く、三重県にあることを知っていた割合はさらに低い状況にありまして、首都圏でのさらなる魅力発信も課題であると認識しております。

今年度は、こうした課題も踏まえまして、改めてこれまでの取組を検証しまして、プロモーションの推進方針の見直しを検討することとしております。

また、プロモーションを効果的に進めるためには、エビデンスに基づく取組が重要だと考えております。このため、現在、今年度の新たな事業として、本県の特徴や強み、国内外の先進事例などについて調査分析を進めて

いるところでありまして、今後のプロモーションに生かしていくということとしております。

今後も、市町や事業者など関係者との連携をさらに強化しながら、三重の魅力が多くの方に届くよう、より効果的なプロモーションを追求しまして、しっかり展開していきたいと考えております。

〔3番 荊原広樹議員登壇〕

○3番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

美し国みえのロゴマーク、もう至るところで見えるようになったかなというふうに思っておりますし、ただ、おっしゃっている東京での、関東圏での三重県、なかなか三重ってどこにあるのか、我々も確かにちょっと失礼ですけど、関東周辺、東京とかは分かりますけど、その周辺となったらなかなかイメージが湧きにくいところもあったりするのもあると思うので、やっぱり三重テラスであつたりとかそういったところをしっかりと活用いただきながら、また、三重県を広めていくというところをやっていたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっと名張のイベントで紹介なんですけれども、今回のプロモーションと違うのかもしれませんが、ちょっと失礼します。（パネルを示す）これが5月の31日に名張市で開催されました、ドリームフェスティバルというイベントであります。これは名張の桔梗が丘の駅から少し歩いた商店街があるんですけれども、商店街の道路を封鎖して行ったイベントなんですけれども、これちょっと特徴があつて、これ高校生が桔梗が丘を盛り上げるんやったらどうするというイベントを、まず、プレゼン大会をやつて、その優秀作品を大人たちが実現しようということで、名張青年会議所と桔梗が丘の自治会が一緒になってやっていたイベントなんですけれども、これを見てもらったら高校生がたくさん写っているかな、生徒が写っているかなというふうに思うんですけれども。

高校生、若い子たちが、子どもたちも含めてですが、考えたイベントで、今までそういう祭りとかあつたときも、手伝つてって言われることはあつて

も、自分たちが企画をやったものとはまた違って、やらされているという感じではなくて、今回自分たちが企画立案したというところで、非常にやりがいもあったというところと、言い方がよくないかもしれませんが、子どもたちがやることで、大人がすごい一体感を持ってやったというか、子どもたちがやっていることやったら大人も協力しようよというような空気が生まれて、何というか、うまく言えないですけども、みんな頑張ろう頑張ろうという一体感がずっと続いた時間を過ごせたなというふうに思っています。

この日も、政策企画部の職員に2人来ていただいて、イベントを見ていただいたんですけども、こんなにたくさんの人が来ているイベント、終了間際になってもまだまだ人来ますよ、すごいですね、これ、というような、いいイベントですねということでお褒めの言葉をいただいて、また、来ていただいたお二人もたくさんお金を使っていたいて、祭りでお買物をしていたいて本当にありがたかったんですけども、こういう、今たくさんの市町とか関係者とか協力部隊、いろいろ出てきましたけれども、もしかしたら、こういう若い世代中心に、若い世代に関わっていただくことで、プロモーションを立てていくときに、何らかちょっとヒントみたいなものがあるのではないかなというところも感じたところでございます。

なかなかすぐにどうこうというのはなかなか難しいかもしれませんが、このイベントを通じてすごい感じるものがあったので、ぜひ今後プロモーション等々やるときは、知事も三重県誕生150周年で子どもたちをということを言われていましたので、そういった目線をしっかりとプロモーションに入れてもらえたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。一つ目の質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

ユニバーサルデザインの推進についてというところで質問をさせていただきます。

今でこそちょっと有名になってきたかなと思うんですけども、なかなか知らない方も多いと思うんですけども、ユニバーサルデザインの考え方と

というのは、高齢者、また障がい者だけでなく、子どもや外国人も全ての方が社会参加できる環境づくりというのを進める上で非常に大切な考え方でございます。

近年は少子・高齢化、外国人住民、また、観光客の増加とか、社会環境が大きく変化している中で、バリアフリーというのは少しずつ広がってきたのかなというところで、また、それ以外にも情報のバリアフリーとかそういったところもいろいろ視点を広げていかなければならないということもあります。

私も一度、ダイアログ・イン・ザ・ダークというところに行かせていただいて、これは東京にある施設なんですけれども、どういった施設かというと、真っ暗な世界を体験できる、要は本当に前が全く見えない状況の世界を体験できるということで、ふだん見えているのが急に見えなくなって、そこを歩いて行けって言われたときに、もうちょっとした段差もむかついてくるし、誰やこんなところに段差作ったんわとか、ちょっとした天井低いところ来ると、何でこんな天井低くすねんとか、何かふだん自分が気づいていることが、ちょっと立場が変わると、これが障害になって住みにくいまちになってしまったりとか、やっぱり目線を変えていくって非常に大事なところなのかなというふうに思います。

ユニバーサルデザインというのは、本当に誰もが安心して、誰もが快適にとかそういうような観点があるんですけれども、三重県においても本当にいろいろ進んできておりますけれども、やはり目線を少し変えていくというか、やっぱりその人の立場になって物事を考えていくということが非常に大事なのかなというふうに感じました。

私の自宅にも祖母が階段に手すりをつけたんですけれども、最初、何でこんな階段狭くなるのに手すりつけんねんとちょっと思ってしまったことはあったんですけれども、それからしばらくして、おいつ子やめいつ子が遊びに来たときに、子どもが手すり使って上っていく、これ安全やし、結果的に今僕も階段上るのがしんどなってきたので、手すりがあってよかったなど。

要はそういう高齢者のためだけ、そういうためだけにやっているわけじゃなくて、それをやったことによって、結果的にいずれ全ての県民にプラスになる部分もあるのではないかと、そういった観点も持ちながら、このユニバーサルデザインというのは進めていかなければならないのかというのを感じているところでございます。

今まで三重県でもたくさんやっていただいていたとは思いますが、今後も、これまで、三重県がやってきた取組の評価であったりとか、今後、さらにどのような形で進めていきたいと考えているのか、御答弁を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、ユニバーサルデザインのまちづくりについてお答えさせていただきます。

県では、全ての人の人権が尊重されて、共に暮らすことができる社会を目指すということで、以前からバリアフリーの推進に努めてまいりましたが、平成19年からは、それまでの三重県バリアフリーのまちづくり推進条例から、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例と名前を変えまして進めてきているところでございます。

具体的な取組については、条例に基づく計画をつくりまして進めてまいりました。現在、第5次の計画ということで、今年度が最終年度となっておりますので、次期計画に向けて、今年度策定作業を進めることとなります。

これまでの取組としましては、三つの方向性から進めておりまして、一つは人の意識を変えていく、ユニバーサルデザインの意識をつくっていくというハートの取組、それとあとは、実際のバリアフリー、ハード的な部分の整備、それからソフト事業、どういったサービスを使えば誰もが使いやすくなるのかというそういう三つの方向性で取組を進めてきました。

主な取組としましては、県民の皆さんにユニバーサルデザインとか、あるいはヘルプマーク、そういったものを知っていただくための学校出前授業がありますとか、地域のイベントでの啓発活動、それからおもいやり駐車場の

設置とか普及活動、こういったものに取り組んでまいりました。また、バリアフリーの部分では、公共施設の設計段階からの審査・指導とか、あるいは段差解消等の鉄道駅のバリアフリー化の支援、こういったものも行ってきて、一定の成果は上がっているというふうに考えております。

一方で、課題というかこれまで取組を進めてくる中で分かったことですが、ユニバーサルデザインとかヘルプマークの認知度というのは確かに上がってきたんですが、そういうのをつけている方、あるいは困っている方に対して、実際にどういうお声がけをされているのか、どういう行動をすればいいのかという行動につながっていないという部分が少し課題として考えております。また、おもいやり駐車場でも少し不適切な利用が見受けられるという課題も聞いております。

そういう意味ではやっぱりお互いに思いやりのある行動につながるような効果的な意識づくり、こういったものが求められるというふうに考えています。

議員の御指摘にありましたけれども、やっぱり多様化するニーズに対応する施設整備をするためには、いろんな立場の人が同じ目線で、そういったどういう設備にすればいいのかというのを聞く機会というのもやっぱり必要なのかなと思っております。

こうした課題を踏まえまして、次期計画では、障がいのある方など当事者御自身が取組に参加いただく機会を充実させていきたいというふうに考えております。

具体的には、例えば学校出前事業というのをしておりますけれども、そういったところに当事者が講師として参加していただいて、どういう困り事があるのか、どういう支援をいただいたらすごく助かるのか、そういったことを直接伝えていただくことで、声かけ等の行動につながる意識づくりを進めてまいりたいと思っております。

それから、公共建築物が誰にとっても快適な施設となるように、工事の計画とか設計の段階で当事者から意見を聞く、そういう仕組みづくりにも取り

組みたいというふうを考えております。

計画の策定に当たりましては、当事者の方も参加する、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会というのがございますので、この場での審議とか、あるいは市民活動団体との意見交換など広く県民の皆さんの声を聴くとともに、県議会の意見も伺いながら、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

〔3番 荊原広樹議員登壇〕

○3番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

ソフト面、ハード面の両方のところから進めていただけるということで、また協議会で様々御意見もいただいてということで、先ほど私も言わせてもらった、そこだけじゃなくて、それ以外のプラスの部分も、もしかしたら含んでいる可能性があると思いますので、しっかりとお話を聞きながら、ちょっと広い目線で、広い視野で物事をいろいろ判断していつてもらえたらいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本来、今日ユニバーサルデザインという表現をさせてもらいましたけど、正直いうとインクルーシブ遊具についてちょっと質問したかったんですけども、あまり、県のほうではなかなか、一応国も県も進めようという流れはある中なんですけれども、どうしても市町任せというか、どうしても予算がつかないところがあるので、造るんやったら進めてもらってもいいですけども、ちょっと市長、すみません、市で出してください、町で出してください、そういうような話になってくるところで、これ制度自体非常にいいものではあるんですけど、なかなか補助金がかからないということもありますので、ぜひこれ、県の立場で国のほうに、もうちょっとこれ広げていきたいんやというところでお話をしていただきながら、このユニバーサルデザインの考えが、インクルーシブ遊具を通じて広がっていつもらったらなというふうに思っております。

少し要望なんですけれども、もしインクルーシブ対応のミジュマル公園等ができるときは、名張市空けておきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと

思います。こちらの質問は以上で終わらせたいと思います。ありがとうございます。

それでは、三つ目の質問に行かせていただきたいと思います。

共生型サービスの現状について伺いいたします。

共生型サービスは、平成30年にスタートしたものでございますけれども、少子・高齢化が進む中で、地域における福祉人材の確保やサービスの提供体制の維持は全国的に課題となっています。

そのような中で、高齢者と障がい者が同じ事業所で必要なサービスを受けられるような共生型サービスというのは、利用者の利便性の向上というところと地域資源の有効活用の観点から大変有意義なものであるというふうには考えてはいるんですけれども、共生型サービスってあまりないと思うので、これ厚生労働省のホームページから持ってきたやつなんですけれども、（パネルを示す）非常に見にくくてあれなんですけれども。

この左側と右側に二つの絵があると思うんですけれども、左側が要は今までの形、要は、障がいを持たれている方が施設を利用していると、ただ65歳になると、いわゆる保険が変わりますので、今度は介護のほうに移動しなければならないということになってしまいますので、こうすると今まで通い慣れていて、顔見知りができたとか、今までお世話になった人とか、そういった人と一緒に過ごせていたのに、65歳を皮切りに違うところというのがこの左側になるんですけれども、この右側は共生型が始まったらどうなるかというと、いわゆる障がいのところでも介護も両方受けられるというふうにすると、今までのところにそのまま65歳になっても、ずっと利用できるというようなことで、利用者にとっては非常に便利であるなというふうに思っている一方で、なかなか、この共生型サービスという言葉自体もあまり広まっていないのも現状かなというところの課題はあるのかなと思っております。

そこで質問に入らせていただくんなんですけれども、この共生型サービスの現状について、県はどのように評価をして、また、普及が進んでいない要因をどのように考えているのか等、何か御意見がありましたら御答弁いただきたい

と思います。よろしくお願いいたします。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（山本 毅） 共生型サービスの現状について、介護と障がい福祉の共生型サービスについての三重県の現状についてお答えをいたします。

御質問と少しかぶる部分もございますけれども、御答弁させていただきます。

障がい福祉サービスを利用していた方が65歳以上になりますと、それまでのサービスに代わって、原則として介護保険サービスを優先して利用していただくということになっております。

ただし、その方々の個別の状況に応じて、障がい福祉サービスを併用すること、こちらは可能です。ただ、この場合、それまでサービスを受けていた施設を変わずを得ないというような場合があつて、こちら課題であつたということは認識しております。

障がい福祉サービスを利用していた方がなれ親しんだ事業所において、引き続きサービスを利用していただける、これが望ましいということで、平成30年に同じ事業所で介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を提供できる共生型サービスが創設されたということが先ほども議員のほうから御紹介いただきました。

三重県の現状でございます。制度ができた平成30年と令和8年5月、先月ですけれども、こちらの数を比較させていただきました。

もともと障がい福祉サービスを行っていた事業所が介護保険サービスをできるようにした、こちらが3か所から8か所に増えました。もともと介護保険サービスを行っていた事業所が障がい福祉サービスを提供できるようになった、こちらのほうが1か所から37か所と増えております。

共生型サービスを実施することによって、利用者の方が65歳以上になつても、同じ事業所を継続して利用できる、あるいは、同じ介助者からケアを受け続けられるということで、利用者の方の満足感や安心感の向上ということにはつながるというふうに考えております。

県では、現在ホームページを通じて必要な情報提供を行うなど、制度の周知に取り組むとともに、共生型サービスの指定を受ける介護保険サービス事業所の施設整備、こちらのほうには財政支援を行っております。その結果、共生型サービス事業所は、徐々にではありますが増加をしております。

今後は、事業所を対象とした会議の場など、こうした啓発だけではなくて、実際に顔を会わす場面では制度のメリットなどを口頭で伝えるなど、さらなる制度の普及に努めるとともに、先ほど申し上げた施設整備を支援することで、共生型サービスを利用できる事業者の増加を図られるよう取り組んでまいります。

〔3番 荊原広樹議員登壇〕

○3番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

数制的なところも含めて御答弁いただき、ありがとうございました。

新たに進めていくに当たって財政支援の部分もあるということだったんですけれども、ちょっと一つだけ、何か手続面で、もしかしてここが煩雑なのと違うとかか、こういうところがネックになって進んでいないのかなというようなところが、ちょっと感じる場所があったら、すみません、教えていただいてよろしいでしょうか。

○医療保健部長（山本 毅） 細かな手続につきましては、今は分からないんですけれども、先ほどの御答弁の中でお話ししたように、もともと介護事業をやっていたところのほうが増加率が多いというところは、これスタッフの職種、こちらのほうが介護保険事業者のほうはお年寄りを対象にしていたということで、医療サービスであったりとか、あるいは理学療法であったりとか作業療法とか、様々なものをこれまでサービスとしてやってきたところから、新しいサービスをしやすいのではなかろうかというふうには推測します。

〔3番 荊原広樹議員登壇〕

○3番（荊原広樹） ありがとうございます。

この進んでいない理由の中で、手続だけではなくて人員の部分というのがかなり大きいのかなというところが御答弁だったというふうに思うんですけ

れども、制度自体というか利用者側目線で考えたら間違いなくそっちのほうがいいよねという声が多分多いと思いますので、ぜひともこれ進んでいくことを望んでおりますし、当然財政的な支援も必要になってくると思いますので、そういったところも県も積極的に御協力いただけたらと思います。

ちなみに、（現物を示す）こちらは新政みえの政策ビジョンの7ページの5－1に、共生型サービスについて記載してあります。これも先ほどのあれと一緒に2026年までですので、また、新たなものにも入ってくると思いますので、また、新政みえとしてもしっかり追っていきたいと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。御答弁ありがとうございます。

それでは、次、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

自転車の交通ルールの周知についてお伺いをさせていただきます。

これは3月に龍神議員が御質問をいただいているところにはなるんですが、けれども、自転車の、いわゆる様々な交通ルールであったり、青切符であったりとか、そういう話が出始めて、テレビでもちょっとようになってきたという中で、市民の皆様、県民の皆様の関心は確かに高まってきている一方で、何をしたらあかんのやろうとか、これ捕まってしまったらどうなんやろうとか、様々疑問を持っているのも事実でございます。

今、自転車は環境にもいいから自転車に乗ったほうがいいんとかいう声とか、また、健康のために自転車を買ったという方は、でも健康のために何か電動自転車を買っている方もいるんですが、健康のためであって、環境にもいい、そういう自転車がこれからどんどん増えてくるといふうになってきたときに、やっぱりそういう交通の事情とかルールというのはしっかりと覚えていかなければならないし、また、免許があるわけじゃないので、講習とか、私もたまに乘りますけれども、いわゆるしっかり通勤・通学で使っていたとなったら本当に高校生のときが最後かなというふうに思いますので、確かによく考えたら、ルールとかそんなのを知っていた上で乗っていたんかなとか、本当に今振り返れば、物すごい怖いことを

していたんやなというふうには思っておりますけれども。

令和8年の4月から、自転車に関するルールの見直し、取締り強化が進められて、利用者にはこれまで以上に交通ルールを正しく理解し、安全運転を行うことが求められてきましたけれども、先ほども言いました、よく知らんとか、何が違反になるのかが分かりにくいとか、そういった声をよく耳にします。特に、スマートフォンを見ながら、ながら運転であつたりとか、また、若い子に多いイヤホンをつけたまま運転をしている子とか、本当に全然一旦停止とか停止せんとそのまますうっと来たり、非常に怖いところもあつたりするんですけれども、そういうのはもう論外として、ただどういったところがまず違反になって、どういったところが警告になったりとか、様々疑問に思っている方もいらっしゃると思います。

今回、制度ができて、いろいろ周知をしていくということで御答弁を3月にいただいている中で、報道等でも何件か警告等々があつたという話を聞いておりますけれども、そういったお話を受けて、今、三重県警としてはどのような今後周知をしていったらいいかとか、対策であつたりとか、どういったのが警告に当たるのかというのを少し御答弁いただけたらと思います。よろしくお願いします。

〔谷井義正警察本部長登壇〕

○警察本部長（谷井義正） それでは、自転車の交通ルールの周知等について御答弁申し上げます。

これまで、自転車の交通違反を認めた場合は、原則として指導警告を行っておりまして、飲酒運転などの悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を講じております。

本年4月1日に開始された交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入後も基本的な考え方を変わってはおらず、ここ三重県におきましても、5月13日には、反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反である、ブレーキを備えていない自転車を運転した違反者に対して青切符を交付しております。

なお、三重県内における、本年５月末現在の指導警告件数は2385件でありまして、前年同期と比べまして、509件増加しております。

県警察では、広報啓発活動を実施するなどして、自転車の交通ルールの周知に努めているところですが、いまだ多くの指導警告がございますし、議員御指摘のとおり、自転車の交通ルールはまだまだ十分に浸透していないというふうに受け止めております。

したがって、自転車の交通ルールにつき、各地域の自転車指導啓発重点地区・路線などにおける、自転車利用者に対する指導をはじめ、広報啓発活動、交通安全教育の機会を通じて、その周知を図っていきたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、昨年９月に国の、警察庁が公表・作成いたしました自転車ルールブックを県警察ホームページに掲載したり、関係機関、団体、学校への配布などを通じて、その周知を図るとともに、実際の広報啓発活動等において、最大限活用しているところでございます。

また、自転車事故の多い中学生、高校生を対象とした自転車乗用中の事故防止啓発動画を中高生の自転車事故が多くなる、これが６月と７月なのでございますけれども、６月と７月、そしてそれに加えて、夏休み期間の８月、８月はやはり中高生のＳＮＳ利用ですとか、映画を視聴する機会の増加が認められますので、ＳＮＳですとか映画館でそういった動画を流すということを行ってまいります。

このほか、通常、体験が困難な交通事故を疑似体験できる交通安全ＶＲ表示機器を活用した交通安全を強化することなどなどで、引き続き、自転車の交通ルールの周知に努めてまいりたいと考えております。

〔３番 荊原広樹議員登壇〕

○３番（荊原広樹）　ありがとうございます。

どうしても警告件数は多くなってくるのかなという一方で、警告していただいているということは、やはり、いわゆるドライバーというかな、自転車を運転されている方の脳裏に、これをやったらあかんねんなというところが

しっかり身についてくると思いますので、便利なものである一方で、結構速いものなので、ぶつかったときに、重大事故になってもあきませんので、今後しっかりと周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

また、県警察のホームページのほうを見せてもらおうと、自転車の交通違反を認知した場合は基本的には現場での指導警告を行いますというふうに書いていますので、すぐ捕まるとか、すぐ青切符を切られるとか、そういうわけではないようなんですけれども、危険なものであるというのをしっかり認識していただいた上でしっかりとルールを勉強してもらいながら、自転車に乗ってもらったほうがいいのかなど。もしかしたら他人の命を奪ってしまう可能性のあるものでもありますので、ぜひとも皆さんも、そういった知識を持った上での運転を心がけてもらったらと思います。ありがとうございます。

このルールなんですけれども、一応対象が16歳以上になってくるということなので、この16歳以上というふうになると、高校生も関わってくるのかなというふうに思っておるんですけれども、自分も高校生のときを思い出したらちゃんと乗っていたんかなという自信はないんですけれども、この高校生向けのそういった指導とか、今回の改正を受けてどのようなことをしているのかというのを教えていただきたいと思います。お願いします。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、高校生に対する周知につきまして、御答弁申し上げます。

県の教育委員会調べでは、令和7年度に県立高校の生徒が当事者となった自転車事故は392件でした。過去5年間見ましても、おおむね400件前後で推移をしております、高止まりの状態が続いております。

生徒の交通事故防止のためには、生徒自身が交通ルールを理解し、守ろうとする姿勢や、危険を予測し回避する力を身につけることが大切です。

本県の自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しい状況にあることに鑑み、令和8年4月1日から導入されました、いわゆる青切符による交通反則通告制度につきましては、生徒及び教職員がその趣旨を正しく理解し、交通安全

への意識をこれまで以上に高めることは極めて重要であると認識をしております。

各学校におきましては、警察やＪＡＦ等の関係機関の協力を得まして、生徒に対して、青切符の導入や自転車乗車時の命を守る行動に関する講演等を実施をするとともに、生徒や保護者に対して、警察などの関係機関からの通知や資料を周知するなど、効果的な交通安全教育を進めております。

また、高校生が自転車の安全利用や交通ルールについて意見交流する県教育委員会主催の三重県高校生バイシクルサミットでは、参加した高校生自らが青切符の制度に関する啓発クイズを考案・作成するなど、自らの命を守るために何ができるかを主体的に考え、交通ルールの遵守を広く呼びかける取組を展開しております。

教職員に対しては、県教育委員会が公立小・中学校、県立高校それぞれを対象に開催しております交通安全教室において、青切符を含む最新の交通ルールに即した指導方法について研修を実施しております。また、県立学校の生徒指導担当者に対しまして、警察庁が取りまとめた自転車ルールブックの活用方法等を伝えております。

今後も引き続き、生徒の交通事故防止のため、交通ルールの遵守や自転車の安全利用に関する取組を進めてまいります。

また、青切符の趣旨及び制度を改めて周知するなど、学校が法改正の趣旨を踏まえた交通安全教育を推進するよう、取り組んでまいります。

〔３番 荊原広樹議員登壇〕

○３番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

ＪＡＦもありますね。ＪＡＦも含め、県警察としっかりと連携をいただきながら、高校生に啓発をいただいている、また、バイシクルサミットというところで、高校生が作ったクイズということで、逆にちょっと気になるので、あったら、またください。どんなクイズをやっているのかというのは、私にも勉強になると思いますので。

高校時代とか、すごい思い出すと、何かあんまり気にせず自転車乗ってい

たなというイメージもあって、ヘルメットはたしか中学校のときしか当時厳しく言われていなかったんかなとか思ったりもするんですけども、今回青切符の制度ができて、こういうのをしたらあかん、イヤホンしたらあかん、いろいろあるかもしれないですけど、基本的なヘルメットの部分もしっかりと着用いただいて、高校生が、まずけがすることなく、誤って切符を切られるようなことがないように、ぜひ周知いただきたいと思います。

また、私も大人になってから気づくことなんですけれども、免許を取って車に乗ったときに、なかなか自転車って思ったより気づきにくいというか、自転車しか乗っていないときは、車が止まってくれるやろうとか、車が悪くなるのやからとかそういう感じで思っていた部分もあったんですけども、意外と自転車のことって車はなかなか気づきにくい部分もありますので、そういった車だから絶対よけてくれるとか、そういうような感じで思うのじゃなくて、やはりいつどこで危険が迫っているか分からん、潜んでいるか分からんということまで、しっかりと周知いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、こちらの交通ルールに関する質問のほうを終わらせていただきます。

続いて、最後の質問にさせていただきたいと思います。

県内インバウンドの状況についてというところで質問をさせていただきたいと思います。

インバウンドは今、本当にバブルというか、バブルもちょっと落ち着いたかも分からないですけど、まだまだバブル続いていると思いますので、いち早くゲットしていかないといけないところがございますけれども、3月に記者会見が開かれて、大分数字的なところがよかったというような話もあったんですか。あったように聞いてはいるんですけども、伸び率が、全国3位であったということを聞いておるんですけども、当然もともとの数がちょっと少なかった部分もあるので、この伸び率というところで楽観視はしてはいけないんですけども、改善したというところが見える部分には非常

によかったのかなというふうに感じております。

以前から県もずっと言っておるんですが、中部国際空港だけやとなかなか利用率が少ないというところもありますので、外国人の多くの方が、実はこの中部国際空港以外の関西国際空港であったり、関東の空港を使っているということもあって、三重県としては今後そこだけではなくて、そういったところも、営業に行こうというようなことを言っておりました。

今までは、中部国際空港を利用する外国人は少なかったから、そこに向けての営業というのは、多分結構ノウハウは積んできたと思うんですけども、今度はたくさん来る市場のところに営業をかけていかないといけないので、また、別の手法とかというのを取り入れていかないといけないのかなというふうに思っています。万博のときに、関空に三重県のブースを出したというのは聞いたんですけども、その辺のどうやったのかなとちょっと疑問にありながらなんですけれども、チャンスに向かってしっかりと準備を積んできていただいたのかなというふうには思っております。

ただ、やっぱり何となく関空にいっぱい来ているから関空へ行ってみようかなというように感じてやっていたら、ただお金がかかって、お金がかかるだけで増えないとなったら、やっぱりよくないと思うので、やはり戦略的にやっていただかないといけないのかなというふうには思うんですけども、今質問に入るんですけども、質問としては、今回この中部からいろいろ違うところに視線を向けていくという中で、どういった手法を取り入れながら、市場として攻めていくのかというのを御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔塩野 進観光部長登壇〕

**○観光部長（塩野 進）** 関西国際空港等を利用した方、インバウンドの方の三重県への取り込みについて御答弁を申し上げます。

先ほど議員からお話がありましてとおり、昨年の本県における外国人延べ宿泊者数は37.2万人となりまして、前年の24万人からの伸び率は約154%で全国第3位となるなど、一定増加の兆しが見られているところです。

この傾向を確かなものにしていくためにも、県では、みえインバウンド誘客計画の策定を進めておりまして、今月8日に開催した5回目の有識者会議において最終案が取りまとめられたところです。

有識者会議におきましては、本県の課題の一つとして、いわゆるゴールデンルートを周遊する方など、関西国際空港をはじめ、成田国際空港や羽田空港から入国するインバウンドの取り込みがまだ不十分であるという御指摘もいただいています。

また、先月、私がタイのバンコクを訪問しまして、本県と覚書を締結しているタイ旅行業協会の幹部の方々と面談をさせていただいたところ、三重を含むツアーの造成に向けて、中部国際空港だけではなくて、直行便の本数が多い関西国際空港も活用していきたいといった御意見もいただいているところです。

このため県では、観光地の魅力とともに空港から本県への交通アクセスの情報を併せて発信することを意識して様々な取組を行っております。

例えば、みえインバウンドアンバサダーであるタイの著名なインフルエンサー、オーパルさんですけれども、昨年10月に作成していただいた動画において、関西国際空港から入国した後に、伊賀地域をはじめとする県内を周遊し、中部国際空港から帰国する様子を発信していただきました。この動画は約100万回再生され、タイからの延べ宿泊者数ですけれども、昨年11月から本年3月までの5か月間の累計で、前年同期比の約2倍になるなど、一定の成果につながっているものと考えております。

また、先月、県内を視察された日本政府観光局、JNTOパリ事務所の方からは、特に赤目四十八滝について、大阪という大都市の近くにすばらしい自然があって、伊勢方面に向かう玄関口として立地もよいということで、ぜひパリでも紹介をしていきたいといった評価もいただいているところです。

今後につきまして、鉄道事業者等と連携をして、東京や大阪、京都などから鉄道を使って本県を周遊する方法などの情報発信を行うとともに、奈良県ですとか和歌山県とも連携をして、関西国際空港を利用して紀伊半島を巡る

周遊ルートのプロモーションに取り組むことも検討していきます。

今後につきましても、大阪や京都などの主要観光地を訪れているインバウンドの方、関西国際空港等を利用されている方を本県に取り込めるよう、様々な主体と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

〔3番 荊原広樹議員登壇〕

○3番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

オーバルさん、ちょっと見てみたいと思います。ありがとうございます。

伊賀地域に来ていただいて、それが100万回再生ということで、私ちょっと確認できていなかったんですけども、見てみたいと思います。

そうですね、やっぱり関空に営業行くんだったら、奈良県だったり和歌山県であったり三重県単独では難しいところもあるかもしれませんが、大阪とか見ていると、観光バスにそのまま乗り継いでいろんなところ行ったり、観光バスのルートの中に、奈良行ったり、和歌山行ったり、そして三重県行ったりというところで、特に伊賀、名張の赤目四十八滝を御紹介いただきましたので、赤目四十八滝も本来観光ルートに選んでいただきたいところなんですけれども、今回、選挙のときに知事も赤目の滝に来ていただきながらまた、県土整備部長の藤井部長もこの赤目のところを見に来ていただいたということで、たくさん赤目のことを気にしていただいているということで本当にありがとうございます。

赤目のことなんですけれども、まさか部長が赤目の答弁いただくと思わなかったんでちょっとあれやったんですけども、赤目の写真を3枚用意しておりまして、ちょっと御紹介させてもらいたいんですけども、（パネルを示す）これが、よく見る赤目の四十八滝、不動滝、一発目の滝、これ名張市がやっている＃名張感動キャンペーンというのがあって一般の市民の方が写真を投稿して、＃名張感動と打っていただいて、様々な写真を投稿するということで、これは赤目滝の写真を投稿していただいたんですけど、これが多分一般的にふだん皆様が見る滝なのかなというふうに思うんですけども、ちょっとこれが季節が変わると、（パネルを示す）これも別の入選作品なん

ですけれども、これ大日滝、ちょっと違う滝なんですけれども、こうやって赤目滝一つとっても、普通のきれいな滝だけでなくこういう凍った雪化粧の滝であったり、こういう写真を変えるだけで、もしかしたら外国人の方が見る目というのももしかしたら、この滝もええし、こんな滝も見たいなんてことで、さらに来ていただくチャンスが広がるのかな。一つの写真だけじゃなくて、いろんな写真を見せるというのは非常に効果的なんじゃないかなと思ったりとか。あともう一つこれ、（パネルを示す）竹あかり、これ赤目滝でこうやって竹の明かりでライトアップするイベントが毎年冬の時期に開かれるんですけれども、本当にこれも多くの方、特に若いカップルの方とかも多く来場しておりますので、非常に赤目滝一つとっても様々な可能性を上げていただいているのかなというふうに思っております。

さっきのバスの話なんですけれども、どうしても赤目滝へ行くところのバスが通れるぐらいの道がないので、そこを何とか広くしていただいて、また、それが観光バスが通れるルートになったら、この赤目滝への来客数が増えて、これがひいては三重県全体のインバウンドにつながる可能性も秘めていると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

これもまた、風のうわさで聞いたんですけれども、部長も赤目滝へ行かれたことあるということをちょっと聞きましたので、もし赤目滝に対する感想であったりとか、今後の展望とか、こうやったらいいのになとか、何かあったら御意見頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

**○観光部長（塩野 進）** 昨年11月に赤目四十八滝に車で伺いまして、プライベートで観光をさせていただきました。ちょうど行楽シーズンで、紅葉のシーズンの一番最後の頃ということでしたけれども、駐車場もほぼ満杯で、たくさんの日本人の方、ウオーキングの団体の方などが多かったように思いましたが、いらっしゃっていました。

また、ちょっと印象的だったのは、海外の方、観光客の方も結構お見かけしまして、フランス語なども聞こえましたし、それから、私が話しかけたところではアメリカから来られた方と、それからブラジル人の方にお会いしま

した。ブラジルの方は鈴鹿にお住まいで働かれている方ではあったんですけども、アメリカの方は大阪を訪れて、少し足を伸ばしてこられているということをおっしゃっておりまして、先ほどから話のありますとおり、大阪などに、やはりショッピングですとかグルメなどで観光されて、そういう都会的な日本も味わいつつ、日本の自然も感じたいということで足を伸ばされている方というのも一定いらっしゃるんだなということを感じました。

赤目の滝も入り口、お土産屋だけではなくて、非常に最近おしゃれなカフェですとか、そういったところもありましたし、下流から上流にかけて、水、滝の感じだけではなくて、岩の様子が少しずつ変わっていったりですとか、何とか最後まで歩きましたけれども、往復3時間ぐらいかかりましたが、非常にリフレッシュするすばらしい環境だと思いますので、現場で感じたことをしっかり海外などでも発信をして、より多くの方に来ていただくとともに、赤目まで来ていただいた方を、どうやってさらに県内まで来ていただくかという意識も持って、しっかり今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔3番 荊原広樹議員登壇〕

○3番（荊原広樹） ありがとうございます。

よく最後まで行きましたね、本当に。大体、赤目五瀑といって、五つの有名な滝があって大体三つ目ぐらいで引き返される方が多いんですけども、最後まで行かれて、多分往復3時間というのはおおむね間違いじゃないのかなと思うんですけども。私も実は大体三つ目の滝で引き返すことが多くて、学生の時に、早朝、赤目滝を走らされることが、一番奥まで走って戻ってくることがあったんですけども、なかなかその気にならんと行けやんところではあったりするんですけども、赤目滝の魅力についてお話しいただきありがとうございます。

まさか、アメリカ人とかブラジル人とか、またフランス人も、フランス語をしゃべられていたということ、フランス人も来られていたということで、そういう知らない情報も知れたので本当にありがとうございます。今後とも

よろしくお願いします。

こうやって赤目滝の部分、名張、伊賀地域は特にインバウンドが非常に弱いところもございます。三重県自体も弱いと言われている中、伊賀地域がさらに弱いと言われているんですけれども、伊賀地域にも本当に忍者であったりとか、こういう滝であったりとか、魅力のあるものはたくさんあるというところで、昨日、中森議員もおっしゃってございましたけれども、このたび、名張市の旧町、昔、中心街やったところを旧町という言い方をするんですけれども、kyucho hotelというところがオープンしました。このkyucho hotelというのが、登録有形文化財というところで、旧山中家住宅というところで、要は登録有形文化財に泊まれるという、そういうのを名張市のある団体が始めたということで、これ、1853年にできた家みたいなんですよ。1853年というと、皆さん御存じのとおり、ペリーが日本に来たときなんですから、そのときから残っているような建物に、しかもそれが登録有形文化財になって、そこに宿泊ができるということで、多分これ日本人もうれしいと思いますし、また、海外の方も、え、そんなところ泊まれるのというところで、非常に意味のあるというか、すごい価値のあるものだと思っております。私もこの説明会とかにも行かせてもらって、中も見せてもらったんですけれども、いつか泊まりたいなと思いながらまだ泊まれていない状況なんですけれども、ぜひこれもインバウンドで今後可能性を秘めたものになってくると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたしますというふうに思います。

今日は全部で五つ、大きな質問をさせていただきましたけれども、さっきも言った県道の道路のことであったり、本当は質問したかったんですけれども、委員長という立場もありますので、なかなかそういったことも質問できませんけれども、この県議会議員として最後の、一応最後の一般質問の機会となりますので、ぜひとも今後も伊賀地域の道路の発展、県全体はもちろんなんですけれども、伊賀地域の発展に一定御理解いただきながら、ちょっと一つだけ、いただいている意見があるので、この場でお伝えさせてもらいますけれども、赤目の滝が、今、バリアフリー化をしようとしている中で、

なかなか国定公園となるといろいろ規制があるということで、なかなかバリアフリー化が進んでいないところがあるというのも聞いております。これはある程度協議会で話し合った結果、最終的に知事の判断とかというところにはなってきていると思うんですけども、三重県としても先ほど言わせてもらったいわゆるバリアフリー推進、インクルーシブ遊具であったりとかユニバーサルデザインであったり、そういったことも進めている中でございますので、ぜひとも、三重県としても、そういったところも積極的に関わってってもらえたらと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

開

議

○副議長（津田健児） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（津田健児） 県政に対する質問を継続いたします。33番 村林 聡議員。

〔33番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○33番（村林 聡） 改めまして、こんにちは。度会郡選挙区選出、自由民主党会派、村林聡です。

質問に先立ちまして、少し豊かな海の話をしておきたいと思います。

昨年度、豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会が設置され、提言な

どが取りまとめられたところです。まだそれからあまり時間がたっていないので、今回は質問とせず、答弁も求めませんが、今後、しっかり議論していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

例えば、私は、平成24年3月の一般質問において、川との向き合い方という題名で問題提起をいたしました。それが今回の特別委員会からの提言や意見書に、水循環や多自然川づくり、グリーンインフラや土砂管理などという形で反映されています。

また、平成31年2月の代表質問において、豊かな海再生と水質規制という題名で、プランクトンのモニタリング基準などを提起しましたが、今回の特別委員会からの提言に、水質だけでなく、生態系の豊かさの観点も含めた、県として目指すべき基準を設定することという形で盛り込んでいただきました。

山崎委員長をはじめ、議員の皆さん、議会事務局に感謝申し上げます。そして、どうぞ各部局におかれまして、しっかりと取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

一つ目の項目です。中東情勢の影響を受けている県内産業への対応という題名をつけました。

まず、私が地元で聞いてきた声を御紹介します。

水産関係では、船を動かすA重油がないとのこと。値段はともかく、前年同様の数量を確保するべく、漁協が努力してくれています。

大内山酪農農協では、ボイラーを動かすためのA重油の見通しが立たないということです。県内給食の牛乳7割に影響が出かねません。また、ヨーグルトのカップが、表面の印刷の関係で十分に入っていないというお話もありました。

建設関係では、エンジンオイルがないとか、アドブルーの供給が怪しいといったことを聞きました。

これらの聞いてきたお話を合わせてみると、ことさら騒ぎ立てるつもりは

ないし、ことさら騒ぎ立てるのはよくないけれども、何も起きていないというわけではないということです。政府の言うとおり、これらの原因が目詰まりであるということであれば、その解消が必要です。

そこでお伺いします。

県として、どのような体制でこの問題に対応しているのでしょうか。また、集めた情報をどのように国へ提供したり、共有したりしているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 中東情勢につきましては、先日、御同僚の中森議員の御質問に対してもお話をさせていただいたところでございます。

県では、3月27日に三重県中東情勢の変化に伴う対策本部というのを他県に先駆けて設置をしまして、情報収集、そして情報共有、情報提供を行うこととしております。

また、経営相談窓口も設けておりまして、今9件、将来的な資金繰りの相談、不安があるんだということをおっしゃっておられる方がおいでになれます。

議員おっしゃられましたけれども、飲食業の方々、そしてA重油については我々も聞いているところでございます。これにつきましては、そのときも答弁申し上げましたけど、在庫の積み上げ、目詰まりというか、尾崎副長官にも申し上げたんですけど、目詰まりというところどこかで詰まっている感じがするんですけど、石油製品を在庫として、企業も、それから個人も、将来のことを心配で購入されていて、通常以上に購入するものですから、数が足りなくなると、こういうことではないかと思います。これ、あおり過ぎると、またそれが火をつけてしまうということなので、議員おっしゃったように、あまり騒がないようにするというのも大事なかもしれない。ただ、やはりその在庫の積み上げ以外で、物流が、商品流通が阻害されているのであれば、それは経産省も、国土交通省も、農林水産省も、川上からも、川下からもチェックをするということをして、実際に注意を受けているという企業もあ

ると聞いております。これからもこれを続けていただく必要があると思いますが、昨日だったかと思いますが、高市総理が2028年の3月末まで原油は確保できているというふうにおっしゃいました。これがあれば、やがてナフサ、A重油についても行き渡るというふうに思っているところでございます。

昨日、私も医療関係の方とお話をしたところ、医師会長から、やはり医療物品が足りない。それから、値段が上がっている。歯科医師会長からは、医療物品は何とか回っているんだけど、やっぱり値段が上がっているということをおっしゃっておられました。

これにつきましては、物価高騰、昨年の12月、そして今年の2月の両補正予算で午前中、部長が答弁しましたけれども、多額の予算をこれから医療界のほうにもお渡しするようなことになっていきます。

これからも私どもとしましては、いろんな業界のお話を対策本部で聞きたいと思っています。医師会ですとか、歯科医師会、薬剤師会もありますし、看護協会、病院協会、お話を聞きながら対応していきますし、それから飲食業の方々、それから交通関係の方々、製造業の方々、様々な方から情報を収集したいと思っています。そのための予算も今回の補正予算に盛り込んでおります。

さらに、そこで収集した情報については、先ほど尾崎副長官の話も申し上げましたが、4月に経済産業省とか、中小企業庁にも情報提供しておりますし、これから、食品であれば場合によっては農林水産省、それから交通系であれば国土交通省にも、私どもの情報をどんどん入れていきたいと考えているところでございます。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

3月27日に先駆けて対策本部を設置するとともに、様々おっしゃいましたけれども、A重油については在庫の積み上げみたいなものがあるのではないかとということであるとか、医療物資の話もありました。不足していたり、値上がりしていたりというような話も把握しておられると。補正予算はこれか

らですし、これからは業界の話を聞く。そして、しっかり収集して対応していくんだという御答弁もありました。4月に対策本部から情報を国へ伝えたりもしたし、各部局から各省庁に対する情報もしっかり伝えてもらっているという捉え方でいいんですかね。農林水産省や国土交通省の話をされたと思います。そこが大事だと思いますので、ぜひしっかりと情報を収集して、実情を国のほうへ伝えていっていただきたいと、そのようにお願いしたいと思います。やはり、騒ぐのはいけないですけども、問題は起きているわけですので、しっかり情報を国へ伝えて、その解消に努めていただきますようによろしくお願いします。

原油のほうは、備蓄もあるし、確保されたと総理大臣がおっしゃっているわけですけども、なかなかひよつとすると、ナフサは必ずしも、原油が足りるからといってナフサは別に輸入しておるという話も聞きますし、ひよつとすると、これからも様々なことが起こるかもしれませんので、そのときにはしっかり今のように対応して国に伝えていっていただきたいとお願い申し上げます。

では、次の項目へ移ります。

二つ目の項目は、県立高校の統廃合で増大する通学負担の平準化という題名を置きました。

昨年の一般質問で議論させていただきましたとおり、各地域に、小規模であっても、県立高校を残していく工夫をすることこそが公の役割であり、それが生徒のためにも、地域のためにもなるのだという、この私の考えに変わりはありません。しかしながら、県は依然として県立高校の統廃合を進め続けておりまして、県内に県立高校の広大な空白地域ができつつあります。

映写資料をお願いします。（パネルを示す）この映写資料は、県内に29ある市や町で県立高校のないところに色をつけたり、これからなくなる見込みのところに縦線を引いたりしたものです。度会郡の辺りを中心に広大な空白地域ができつつあることが見てとっていただけるものと思います。

しかし、この資料では、正しく実態を表していないように思いましたので、

もう一枚、県教育委員会にお願いして資料を作ってもらいました。

2枚目の映写資料をお願いします。（パネルを示す）こちらの資料は、合併前の旧69市町村に、同じく県立高校のないところに色などをつけたものになります。いかがでしょうか。度会郡を中心とする空白地域もより広くあるということが分かりますけれども、中勢や伊賀、北勢にも結構な空白地域があるように見えます。もはやこれは一部の条件不利地域の問題ではなく、県全体の問題になってきているのではないかと。各地域、各地元の問題としてだけでなく、県議会として全体の問題として捉えたほうがよいのではないかと私は感じました。

映写資料、ありがとうございます。

さて、県がつくったこのような高校空白地域では、何が起きているのでしょうか。5時半の始発の電車に通っているとか、部活のために保護者が送り迎えをしているとか、大変高額な定期券代がかかるとか、定期券をなくしてしまって大騒動になるとか、そんな話を聞きます。つまり、大変な時間的、金銭的負担を子どもに、生徒に、県が負わせているということです。これらの負担は、各御家庭が負担して、それを市や町が支援したりしているというのが現状です。

そこでお伺いします。県の行った高校の統廃合で発生した重い通学負担は、県の責任において支援し、負担の平準化を図るべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔長崎禎和教育長登壇〕

○教育長（長崎禎和） それでは、御答弁申し上げます。

県立高校を配置するに当たりましては、生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とし、通学できる圏域内に多様な学びの選択肢を設け、価値観の異なる多くの級友と出会える環境を整えることが重要と考えています。

現在、県立高校に通う大半の生徒が、アンケート調査で中学生や保護者が許容できるとした90分以内で通学できている中、高校再編によって最も近い

高校まで通学に90分以上を要する生徒も一定数いることは承知をしているところでございます。

一方、生徒は、通学時間や費用に関わらず自ら行きたい学校に通学しているものも多く、通学支援に係る公平な制度を構築するには、居住地や通学距離、月当たりの費用など、整理すべき課題が多岐にわたります。

他府県におきましても、統合に伴って入学後通学する学校が変わる場合や周知期間が短い中、高校の募集停止を決定した場合に期間限定で支援する事例に限られております。

県教育委員会としましては、通学費用に特化した支援はないものの、家庭の経済状況や居住地によらず教育を受ける機会が確保できるよう、総合的に支援をしているところです。

例えば、授業料以外の教育費用については、県独自の高等学校等修学奨学金や国の制度を活用し、県も2分の1を補助する高校生等奨学給付金などで支援をしています。なお、高校生等奨学給付金については、今年度、対象世帯が住民税非課税世帯から年収490万円未満の世帯まで拡充されています。

また、地理的アクセスの課題につきましては、学校の規模や場所に関わらず、県立高校で学ぶ全ての生徒が希望する進路を実現できるよう、令和9年度からの遠隔授業配信に向けて準備を進めています。初年度は、桑名北、久居、志摩、尾鷲高校の四つの高校で実施をし、その後、受信校を増やしていく予定です。

これらとは別に、一部の市町では、地域の実情に合わせて子育て支援や地域交通の利用促進の一環として、通学費用や下宿費用の一部を補助している事例もございます。

今後、子どもの減少がさらに進む中にあっても、生徒に豊かな学びを提供し続けるには、高校の配置はもとより、地域交通や子育て支援の在り方、県と市町との役割分担なども関係してくることから、通学費用を含めた子どもたちの学びの保障について、知事部局や関係市町とも相談しながら進めてまいります。

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

最後の一文が物すごく大事ですね。知事部局や関係市町と相談しながら今後進めていくという御答弁でよかったんですね。うなずいていただいております。非常にありがたい答弁だったと思います。そこの一番根幹の部分がそういう答弁だったということならば。ただ、その前段の部分で少し言いたいことがあるので、結論には感謝しながらも、少し申し上げますね。

通学できる圏域内に配置するというお話でしたけれども、まず、90分以内という基準、これが本当に適切なのかというのはもう一度ちょっと考えたほうがよくないですか。私の住んでいる南伊勢町相賀浦からこの議会までが、ちょうど90分です。ここまで来られちゃいますよ、自家用車なら。90分ということは、往復で3時間ですから、子どもの貴重な青春時代を3時間毎日消費する、つまり1日が21時間になるということですよ。これが本当にいいんですかね。先ほど、通学できる範囲の話ですけれども、映写資料で見ていただいたように、かなりの広大な地域があるわけですし、本当に通学できる範囲かなということは感じました。

だからこそ、他県では期間限定の支援しかないという中、これから今後、三重県ではどういう支援があるのかということを、知事部局や関係市町とも相談しながら進めていってもらえるということであれば、大変ありがたいことであります。ぜひしっかりと進めていただきたいと。本当に難しい課題のある中で進めると答弁してくださったことを高く評価し、厚く御礼を申し上げます。

今、知事部局のお話が出ましたけれども、これはまさに県教育委員会だけに負わせる話ではないわけでありまして。去年の質問では、知事や副知事にも御答弁いただいたわけでありまして、知事部局も連携して進めていただきますように改めてお願いします。まさに先ほどお話が出た公共交通とか、密接に関わってくると思います。そして、改定時期である県立高等学校活性化計画とか、また、知事部局のほうでは教育施策大綱などもありますので、そち

らにもきちんと考え方を位置づけていただきますように要望しますので、どうかよろしくをお願いします。担当の常任委員会の皆さんもよろしくお願いいたしますします。

ということで、次の項目へ移りたいと思います。ありがとうございます。  
三つ目の項目です。

市町の水道の持続化に向けた助言や支援という題名をつけました。各地域を住み続けられるようにしたいというのが私の基本姿勢です。先ほどの高校の話もそうなのですが、住み続けられる地域づくりという要素の一つとして、水道事業について心配しています。

平成30年に水道法が改正され、平成31年2月の代表質問においても、水道が使えず、住めない地域が出ないようにと取り上げさせていただきました。市や町の水道事業には、人口減少や施設の老朽化、技術力の継承や確保、災害時の危機管理対応などの課題があります。市や町が水道事業を持続的に行うには、資産を適切に管理して、適切な更新計画を立てて、そこから逆算して適切な水道料金を設定するということが必要です。恐らく市や町ごとに濃淡があって、こうしたことがうまく進んでいないところもあるはずです。県は、こうしたうまくいっていない市や町をしっかり支援するべきと考えます。

そこでお伺いします。市や町が水道事業を持続的に行うためには、適切な資産管理、施設の更新計画と水道料金の設定などが重要と考えますが、県として、市や町への助言や支援はどうなっているのでしょうか。

また、とりわけ取組の進んでいない市や町にはしっかりと寄り添っていただきたいと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

**○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之）** それでは、市町の水道の持続化に向けた助言や支援についてお答えをします。

先ほど議員からも御指摘をいただきましたとおり、市町の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化、耐震化へ

の対応、技術職員の不足など、様々な課題に直面をしており、事業運営は厳しさを増しております。

こうした中で、水道事業を持続的に行っていくためには、国からの財政的な支援に加えまして、水道施設のライフサイクル全体にわたって施設を適切に管理運営していく資産管理、いわゆるアセットマネジメントの実施により、計画的な施設の更新、資金確保を行うとともに、公正で妥当な水道料金の設定による健全な経営を確保していくことが重要となります。

県では、市町の持続可能な水道事業の運営に向けまして、資金、資産、人材の観点から支援をしているところです。

まず、資金、資産の面ですが、国の様々な交付金を市町が積極的に活用し、財政負担を軽減しながら計画的に耐震化や老朽化対策を進められるよう、市町ごとの状況に応じた情報提供や助言を行っております。

このうち、アセットマネジメントに関する交付金につきましては、南伊勢町など、8市町で活用いただいております、アセットマネジメント計画の策定ですとか、施設更新に係る財政支援を受けておられます。

また、人材の面では、専門的知識を有する技術職員の育成のため、市町の新任職員を対象とした研修の開催、東紀州、奥伊勢地域における災害時を想定した訓練の実施など、市町職員の継続的な技術力の確保、危機管理対応力の向上を支援しております。

なお、令和元年10月からは、県内の全ての市町、県企業庁及び県で構成します、三重県水道事業基盤強化協議会を設置しまして、水道事業の基盤強化に向けた様々な課題に係る検討、協議を継続して進めているところです。

市町ごとに、給水人口の規模や地域、地形的な要因などに起因する経営環境は異なります。また、取組の進捗状況も様々です。県といたしましては、こうした違いにも十分に留意をしながら、引き続き三重県水道事業基盤強化協議会の場を最大限に活用し、アセットマネジメントの実践支援や適正な水道料金の設定に係る助言など、持続可能な水道事業の運営に向け、市町と共にしっかりと取り組んでまいります。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

国の交付金を使って、アセットマネジメント、片仮名言葉なのであえて言わなかったんですけれども、資産管理のこと、その計画の策定なんかを支援してもらっておるということですね。恐らく事前の意見交換なんかをさせてもらう中で、ここはかなり進捗の違いがあるんだろうということが想像できます。今、御答弁にもありましたとおり、取組の進捗の違いに十分留意しながら、市町と共にというふうに御答弁いただきました。大変ありがたい答弁だったと思います。今まで進められなかったのには進められない理由があったんだと思いますので、そういう理由、市や町の困り事にも寄り添って共に進んでいただきますようによろしくお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

では、次の項目へと進みます。

4 番目です。漁協の経営改善に向けた支援という題名をつけました。

先日、地元の漁協で意見交換の機会がありまして、その中で聞いてきた話になります。

まず、県において、漁港の整備を進めていただいております、大変ありがとうございます。私からも御礼申し上げます。

その漁港整備の中で、例えば荷さばき場の整備などについて、国の事業による支援と併せて、県がさらに独自で支援するなど、より一層の負担軽減をしてもらえると助かるということでありました。

こうした話の根幹は、漁協の経営が、漁獲量の減少などで苦しい状況にあること、そしてそういう苦しい状況にあるにもかかわらず、地元負担などの制度が、水産業が好調だった頃のまま続いているということだと考えます。難しいかもしれませんが、県の上乗せ補助についても考えていただきたいと思います。

そこでお伺いします。地域の漁業を支える漁協の経営安定に向けて、県にはぜひ知恵を絞って漁協の負担を減らす取組を進めていただきたいと考えま

すが、県の対応をお聞かせください。御答弁をよろしく願いいたします。

〔柊屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柊屋典子） それでは、漁協の経営改善に向けた支援について御答弁申し上げます。

漁協は、水産資源の適切な管理や安全・安心な水産物の安定供給など、地域の水産業や水産流通において中核的な役割を担っています。近年、御紹介ありましたように、海洋環境の変化に伴う漁業生産量の減少、これに加えて、漁業者の減少や燃油、資材の価格高騰など、漁協経営を取り巻く状況は大変厳しいことから、県ではその実情を十分に踏まえまして、漁協の経営基盤の強化に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

具体的には、漁協が利用する施設の整備ですとか、整備後の施設運営に係る負担を軽減するために、例えば経済性に優れた工法による漁港施設整備ですとか、冷凍庫など、市場の設備の省エネルギー機器等への転換支援、それから施設整備に必要な資金の借入れに対する利子補給などに取り組んでいるところでございます。

また、漁協の事務負担を軽減し、経営コストの削減を図るために、資源管理に関する国や県への報告書の水揚げ情報から自動的に作成するアプリの開発ですとか、デジタル技術で容易に水産物の流通ルートを記録、追跡するシステムの普及などに取り組んでいるところでございます。

さらに、エネルギー価格が高騰する中、気温上昇により需要が増加している製氷事業等の電気代を支援しているところでございます。

漁協が将来にわたって地域水産業を支える役割を担えるよう、今後も引き続き漁協の負担軽減に向けて総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 様々な取組を御紹介いただきました。まさに知恵を絞って様々なコストの削減とか、ランニングコストの少ないものへの転換支援みたいなものもしていただいておりますということでした。また、驚いたんですけ

れども、事務負担を軽減するために、国への報告書を水揚げから自動で作成するアプリなんかまで用意してもらっているというのは驚きました。こういうことは、これから、この水産の世界に限らず、様々広がっていくんですかね。

ちょっと話が脱線しますが、以前たしか総務部に質問したときに、様々な事務負担が、非常に書類の手続きが多いということは、そこでコストが実は発生しておるわけですね。そこに人が関わっておるということですし、例えば申請するときに大量の書類を用意するということは、申請者側にたくさんのコストを強いておるということです。行政が税金を集めてきてサービスをするまでの間の摩擦係数が高くなっているんじゃないかという議論をしたことがあったんですけども、今そのことを思い出したりしておりました。こういうような、今後、人工知能とか、様々なものが発達していく中で、そういう事務コストみたいなものが下がっていくというのはいいのかなと、少し話が脱線しましたが思いました。

そういうようなものを様々組み合わせで総合的に取り組むということでございましたが、ぜひそのように今後とも知恵を絞って様々な取組をしていただきたいんですけれども、やはり現場としては、県の上乗せ補助への期待は大きいので、ぜひそのようなことも考えてくださいと併せて要望しておきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

では、次の項目へ移ります。

5番目の項目です。看護職員の持続的就労の実現や看護現場のDX化についてという題名を置きました。

看護師さんの偏在が進んでしまっているということは、県も認識していただいています。私がある団体、看護連盟の団体から聞いてきたときには、偏在が進んでいるかどうかというのを、まず県がどれぐらい認識していただいているのかなという心配をしているという話から聞いてきたんですけども、ちょっと分かりにくかったですけれども、計画の中にきちんと偏在についても書き込んでいただいておりますし、偏在が進んでしまっているというこ

とは認識していただいておりますということが事前の意見交換で分かりました。

看護師の人材確保が困難となっている三重県南部などの条件不利地域では、このままでは医療サービスが維持できなくなるのではないかと心配しています。

例えば、定年前後の方をプラチナナースと呼んで持続可能な働き方を支援することが人材確保には有効なのではないかと、そのように聞いております。

また、限られた人数、人員で適切な看護提供体制を維持するためには、D Xの推進も考えられます。そのためには、看護師しかできない仕事を整理するとか、そもそもの仕様を統一していく、フォーマットというか、仕様、これは国のほうでもしっかりしていけないといけないのかもしれませんが、そういうような課題もあるかと思います。

そこでお伺いします。看護職員の持続的就労の実現や看護現場のD X化について、県はどのように支援を進めていくのか、お考えをお聞かせください。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（山本 毅） 看護職員の持続的就労の実現や看護現場のD X化について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、看護師不足、今までは医師不足、医師の偏在ということが声高に言われておりましたけれども、現在はやはりこれに合わせて看護職員の不足、もっと言うと偏在ということが大きな課題であるということは、今、医療界でもかなり認識はされておるところでございます。

ただ、少子化の進展によって、新人看護職員をどんどん確保するというようなことは困難である状況であることは間違いがありません。

その中で、一つの方策としまして、知識と経験が豊富な定年退職前後の年齢の看護職員、こういう方をプラチナナースと呼びまして、その活躍をこれまで推進してきました。この取組は、即戦力の看護職員の活用という面と、組織として、看護知識、技術の継承の両方に効果を発揮するというふうに考えております。

このため、これまで、定年前の看護職員を対象としまして、キャリア形成

支援研修であったりとか、女性が働きやすい医療機関という認証制度を通じて働き続けられる職場環境づくりを行うということによりまして、プラチナナースの就業継続、これに取り組んできました。

これまでに、この取組によって、本県においては、令和6年の55歳以上の看護職員の従事者数、これは6807人でありまして、約10年前の平成26年と比べると、2570人、約60.6%増加していると。平成26年は4237人でしたので、それだけ増加しております。

令和8年度は、こういった取組に加えまして、病院経営者、こういった方を対象にしましたプラチナナース自身の健康状態であったりとか、家庭の事情、こういったものもありますので、これに配慮した就労条件、これを理解していただくというセミナーを実施することによって、三重県内でプラチナナースが活躍できる就労の場というものを増やしていきたいということを考えております。

また、あわせまして、先ほどお話しいただきました看護DX、職場環境ですけれども、こちらを推進することによって、看護職員の負担を軽減することも重要であると考えております。

先ほど、事務手續のお話、ございましたけれども、看護業務においても、実際療養上の直接的なケア、医療的なことの時間に加えまして、看護記録の入力作業、こういったものに多くの時間を取られることが、実は負担を増やしている要因だと言われております。

このため、県では、インカム、こういったものを使った音声入力のソフトウェアなどを活用した業務の効率化に取り組む医療機関などに対しては、これらの経費を支援しています。

また、今後は、看護管理者を対象とした研修などで、他の事例でもありますけれども、看護DX事例紹介パンフレット、こういったもので好事例の横展開を図っていただくということを考えております。

引き続き、プラチナナースの活用と、全世代にわたる看護業務におけるDXの推進に取り組むことで、特定の年齢層に限らない、全ての看護職員が

働き続けられる職場環境づくりを行って、看護職員の確保対策に努めてまいります。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

非常に分かりやすい御答弁だったと思います。看護師の不足や偏在をきちんと認識していると。そして、新人に入ってもらことがなかなか難しい状況なので、プラチナナースの方々を、即戦力や技術の継承のためにも活躍してもらい必要があると認識していただいております。実際にそういう取組を進めていただいております、60%以上増えておったりとか、今年度以降は、病院経営者の方へセミナーを行うと。まさに、きちんと処遇をしてもらおうと思うと、病院経営者の方に理解してもらわなければいけないと、確かに考えられますので、ありがたいお話かと思います。

また、DXのほうも、入力作業がかなり煩雑ということで、インカムの音声入力なんかは、まさに経費支援しようということまでおっしゃっていただきました。

DXなんかは、最初の一步が取つきにくいみたいなどころがありますので、そういう研修なんかで一度使ってみてもらうなんていうことがあってもいいかもしれないと感じました。

認識や大きな方向性で一致できましたので、今回質問させてもらってよかったなと思いました。ありがとうございます。

ただ、実際の事業を今後も構築していくに当たっては、現場や団体の声をよく聞いてお願いしたいと、改めて要望いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の項目へ移ります。

6番の項目です。集団予防接種等が原因となるB型肝炎で不安になっている方についてという題名をつけました。

過去の集団予防接種が原因となって、B型肝炎ウイルスに感染した方々に対して、国の給付金を請求するように呼びかける法律事務所のCM、コマー

シャル広告をよく見かけます。こうしたCM広告では、対象になる方々の生年月日の範囲が示されますよね。私もその範囲に入っている一人です。それで、不安だけあおられて、それっきりということになるわけです。行政としてきちんと対応するべきと考えます。

そこでお伺いします。県として、検査を受けることのできる機会を増やすべきです。しかし、忙しい社会人の方などに、このB型肝炎ウイルス検査のためだけに医療機関の受診を呼びかけるというのは無理がありますから、例えば人間ドックや健康診断の機会に併せてB型肝炎ウイルス検査を受けられるようにするべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（山本 毅） 集団予防接種等が原因となるB型肝炎で不安になっている方について、こちらの検査等について答弁申し上げます。

まず、B型肝炎は、B型肝炎ウイルスに感染することで肝臓に異常が生じる病気です。これ、感染しても自覚症状が現れないケースも多い。その代わり、一旦肝炎を発症すると、肝硬変、肝がんといった重篤な病気へ進行することもある、注意が必要とされています。

近年は、ワクチンの活用であったりとか、妊娠したときの血液検査の徹底ということで、新規に罹患する患者数は減少傾向にあります。ただ、引き続き検査や予防の推進というのは求められております。

過去の集団予防接種で、感染したことが後になって分かる場合というのがございます。こういったことにつきましては、検査を国のほうと、県でもそうなんですけれども、B型肝炎ウイルス検査ということで、三重県であれば、県内に400か所以上の登録があります委託医療機関、あるいは保健所において、無料検査を現在実施しております。

御指摘の人間ドックなどの健診が可能な委託医療機関、医療機関の中も、これ、健診が可能なところと、診療しかしていないところございますけれども、人間ドック等の健診が可能な委託医療機関においても、健診に併せてB

型肝炎ウイルスの無料検査を実施することも、制度上は可能でございます。

ただ、検査時の利便性の向上を図ることは重要ですから、県としまして、人間ドックなどを実施している委託医療機関に対して、無料検査制度の枠組みを生かして、健診と同時に検査できることというのは周知をしておるんですけれども、まだまだ足りないということは自覚しておりますので、これからこれを進めていきたいと思っております。

また、検査機会の確保の徹底、こちらのほうはやはりもっと大事ですので、県民に対して、こうした委託医療機関での検査に加えて、県内各保健所、やはりこちらにおいて無料で検査を受けられるということはしっかりと周知していきたいと思っております。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

無料の検査があるということですね。それは保健所などでも受けられるし、400か所以上の委託医療機関で受けられるということでもあります。

これに対して、私が先ほど提案させてもらった人間ドックや健康診断などと組み合わせて、この枠組みを生かして一緒に検査してもらうということは、制度上可能だということですね。ただ、まだまだそれは知られていないし、これまで、そこまでやっていなかったということなんですかね。だけれども、今後進めていきたいと。もちろん保健所で無料検査を受けられるということも周知していくけれども、そういう人間ドックや健康診断などと組み合わせることができるということも周知していくということですね。

これはあれですよ、一般的な利用者の方にも周知するけれども、医療機関がそもそも認識してもらっていないといけませんから、医療機関側にもしっかりと周知していくということでもいいんですよ。しっかりとうなずいていただいております。ぜひこれまでできなかったことをできるように働きかけて進めていくという御答弁でしたので、ぜひよろしく願いしますし、御礼申し上げます。ありがとうございます。

やはりテレビやラジオ、インターネットなど、様々な場面でこの広告を見

で不安に思っている方々がいらっしゃいますので、その不安をしっかりと解消してもらって、必要に応じて治療とか、法律的な手続へその後、進む方は進むということだろうと思いますので、今後とも取組のほうをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次の項目へ進みます。

7番目の林地開発許可制度についてという題名を置きました。

一定規模を超える開発行為について、知事の許可を必要とする制度です。この制度について、大きく二つの疑問を持っています。

一つ目が、周辺住民の同意が要らないということです。地域住民からの同意を得る義務はなく、住民への説明会を開くことが努力義務となっているだけです。努力義務なので、説明会を開かなくても許可は得られます。つまり、自宅に裏山があったとして、あなたがその裏山の所有者でなければ、突然開発されることも起こり得るということです。

二つ目の疑問は、許可期間の延長についてです。例えば、土石の採掘で、土や石を取り終えた後は、原則、森林、元の山へと原状回復をするということになっています。

ところが、一度許可を受けると、延長は簡単にできると聞いています。実際は、土や石を取り終えているのに、原状回復を逃れるために延長するということが、現状ではできてしまいます。

そこでお伺いします。林地開発許可制度について、地域住民の同意を義務化するべきではないでしょうか。また、開発の延長に対する手続は、より厳格に実施すべきではないでしょうか。御所見をお聞かせください。お願いします。

〔枅屋典子農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（枅屋典子）** それでは、林地開発許可制度の手続について御答弁を申し上げます。

先ほど御紹介いただきましたように、林地開発許可制度は、森林の適正な利用の確保を目的に、森林法に基づきまして、一定規模以上の林地開発を行

う場合に、知事の許可を必要とする、そういった制度でございます。

近年、全国各地で大規模な太陽光発電施設の設置による災害や景観等への懸念が高まりまして、全国知事会からの規制強化の提言などを受けまして、国において、林地開発における許可基準等の見直しが検討されてまいりました。

この結果、地域住民の同意に関しましては、令和8年3月から新たな制度が設けられまして、市町長は、開発行為によって影響を受ける地域住民等の意見を聴取することができることとされました。

これを受けまして、県は許可を行う際に、市町長から提出された利害関係者の意見も踏まえて判断することとなっております。

また、開発行為の期間延長、こちらのほうに対する手続でございますが、これも令和8年4月に、国から都道府県に対し、許可に伴う開発行為の完了が予定よりも著しく遅れている未完了事案などへの対応を徹底するように通知があったところでございます。

これを受けまして、県では、未完了事案等の現状をより詳細に把握し、開発行為を途中で放置しているなどの事業者に対し、早期の完了を促すなど、必要な対応を速やかに行ってまいります。

県としましては、国において、林地開発許可制度の手続の強化が行われたことを踏まえまして、市町と連携しながら制度の適切な運用を徹底してまいりたいと考えております。

また、新たな制度を運用する中で、課題等を他の都道府県等とも共有しながら、様々な機会を通じて、国に伝えてまいりたいというふうに考えております。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

かなり丁寧に事前の意見交換をしたつもりだったんですけど、規制が強化されて、市町長が住民からの意見を聴取するという、さっきの話は初めて聞かせてもらったんですが、ちょっとそこを確認させてもらえますか、簡単に。

今は、要件さえそろえば許可しなければいけないという制度だというふうに認識しているんですけど、その市町長が住民からの意見を聴取して、その市町長からの意見が何らか付されて知事へ来たときに、要件がそろっていても、その首長からの意見によって許可を出さないという判断は可能なのでしょうか。

○農林水産部長（枡屋典子） 許可の四つの要件がそろっていたら許可を出さなければならないということは、変わらず、今もそうなんですけれども、より丁寧に地域の住民の意見を聞いて事業を進めるようにということで、指導の範囲内になるかと思うんですけれども、そのようなことを事業者のほうに言っていくことになろうかと思います。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

非常に難しいバランスの中で、開発も、もちろん必要な開発はしなければいけないという中で、しかし、近年そういう太陽光発電への懸念とか、今私が申し上げたような心配みたいなことで、一定その歯止めをかけようという流れがあるということは今の御答弁の中で感じさせていただきました。本当にこれ、バランスが難しいことだと思いますので、私も含めて、様々な地域の実情とか、声を拾い上げていただいて、国へしっかりとそういう声を届ける中で、今の規制の強化であるとか、未完了事案に対する、徹底するような通知が国からあったとか、そういうふうな動きにつながっていくと思いますので、しっかりとそういう実情を拾い上げて国へ伝えていっていただきますように要望申し上げます。御答弁ありがとうございます。よろしく願います。

8番目の項目へ移ります。

県警察における現場警察官の熱中症対策という題名をつけました。

地域の方から心配する声がありましたので、今回、取り上げさせていただきます。

といいますのは、お巡りさんの制服が、真夏の酷暑の時期など、すごく暑

そうで気の毒だということです。夏用の制服とか、工事現場などで見られる空調服、ファンベストなどといった装備品が必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。県警察における現場警察官の熱中症対策についてお考えをお聞かせください。お願いします。

〔谷井義正警察本部長登壇〕

○警察本部長（谷井義正） 警察における熱中症対策についてお答え申し上げます。

当県警察ではこれまで、現場警察官の熱中症対策として、制服の着用期間の変更、要するに生地が薄い夏服の着用期間を長くするですとか、あとは仕様の見直し、通気性ですとか、あとは汗をかいたときに速乾性を持つものですとか、そういったものを行ってきておりますが、さらなる対策が必要だと考えております。

このため、来年度以降、現場警察官が装備品の下に着用する冷却ベストの整備を進めたいと考えております。この冷却ベストですけれども、先ほど議員御指摘のとおり、空調ファンは中に入っておりますし、さらにそれに加えて、電流で温度をコントロールするペルチェ素子と呼ばれる、そういった機器も入っております、言ってみれば、冷たい金属を背中にくっつけて、ちょっとひんやりするのが、かつ、それが電気によってずっとひんやりし続けると、さらにそれをファンで空気を流し続けるという、そういったものでございまして、熱中症対策に効果があるものと承知をしております。

こういったものを昨年度以降、整備に向けて、他県警から聞き取りですとか、モニター着用を実施するなどしておりますが、来年度以降に向けて、予算要求を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 村林 聡議員登壇〕

○33番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

聞いているだけで大分涼しくなってくるような感じで、冷却ベスト、いいものだと思います。ぜひとも必要なものだと思いますので、可能な限り速や

かに整備していただけると。今年度の夏には間に合わないんですね。ちょっとそれは残念ですが、ぜひ来年度、装備できるようにお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

後置きとして、1点申し上げたいことがあります。

伊勢湾ヘリポートについて申し上げておきます。答弁は求めません。要望にとどめますので、聞いていただきたいと思います。

令和2年度に、防災県土整備企業常任委員会に所属したときに、伊勢湾ヘリポートには、県防災ヘリと県警ヘリ、そしてドクターヘリもですが、駐機していて、南海トラフ地震の発災時の対応に課題があると感じまして、当時議論をいたしました。それから約5年がたちましたので、現在どうなっているのか、防災ヘリと県警ヘリについて担当の当局と意見交換をしてみました。

まず、短期的な対応については、発災時にヘリを安全な場所へ退避させるということで、それぞれ一定の対応方針が定められていることは確認できました。

しかし、一方で、中長期的な対応として、南海トラフ地震の発災時に使用できなくなる可能性がある伊勢湾ヘリポートで運用を続けるかどうかについては、あまり検討が進んでいないように見えました。

防災対策部と県警察本部、そして民間委託ですが、ドクターヘリにもまたがる話です。部局間で連携を取りながら、有効な対応を検討するべきではないでしょうか。各部局のみで検討することでもないと感じたところで、す。

今年度は防災県土整備企業常任委員会に所属しておりますので、委員会の場でも議論してみたいと思いますが、この場でこうして提起することで、連携などが進むことを願っております。よろしくお願いします。

ちょうど時間となりましたので、終結したいと思います。御協力いろいろありがとうございました。終結します。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（津田健児） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時20分開議

開

議

○副議長（津田健児） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（津田健児） 県政に対する質問を継続いたします。26番 森野真治議員。

〔26番 森野真治議員登壇・拍手〕

○26番（森野真治） 皆さん、こんにちは。新政みえ所属、伊賀市選挙区選出の森野真治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきたいと思います。

まずは一番最初に、出産・子育て支援についてということで、2年前の一般質問の際にもいろいろ取り上げさせていただいたんですけれども、その中から引き続き課題があるなど思われるものに対しまして、改めて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、（１）不妊治療に対する助成についてでございます。

2年前の一般質問におきまして、県の不妊治療助成制度における年齢制限の撤廃について要望いたしました。当時の答弁では、市町が独自に行っている不妊治療助成制度では、年齢制限が設けられていないものもあることから、今後、市町ともよく協議しながら県の助成事業における年齢制限について改めて検討してまいりたいという御答弁でございましたが、まずはその後の検討状況を含めまして、不妊治療の助成制度の充実にどのように取り組んでこられたか、部長にお伺いしたいと思います。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（高濱公生） それでは、私のほうから、不妊治療助成の取組状況についてお答えいたします。

不妊治療は令和4年から保険適用となりましたけれども、それ以降も、県としましては、市町と協調して、保険対象外となった先進医療でありますとか、回数の追加助成などを行ってきたところでございます。

2年前に議員のほうから御要望もいただきまして、その後も助成事業の対象拡大に取り組んできたところでございますけれども、年々不妊治療を受けられる方って増加しておりまして、令和5年度と比べましても、件数にして1178件増加、助成額も約2400万円増加して、令和7年度では約5100万円の助成額となっております。

また、助成の内容についても、議員に御質問いただいた2年前以降も充実に取り組んでまいりまして、支援ニーズに応じた内容となることが一番大事でございますので、実際現場で携わっておられる医師会でありますとか、有識者から意見を伺うとともに、市町関係者との会議の場などを通じて、ニーズの把握に努めながら助成事業の内容の拡充を図ってまいりました。

具体的に申し上げますと、市町に対し、県と協調して助成事業を実施するよう働きかけを行って、令和7年度からは全ての市町におきまして回数追加の助成が行われるようになりました。また、令和7年度からは助成対象とする検査も追加するとともに、令和8年度からは不妊治療実施施設が遠方にしない方を対象に、交通費の助成も開始したところでございます。

一方で、2年前に議員から御要望のありました年齢につきましては、現在も従前どおり43歳未満を対象としております。

県といたしましては、不妊治療を希望される方の様々なニーズに応えられるよう、国の動向でありますとか、他の都道府県の取組状況などをしっかりと情報収集しつつ、引き続き県医師会や有識者、市町の御意見も伺いながら取組を進めてまいります。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） その後、ニーズが増えてきているということは、そういう時代背景もありますし、不妊治療がだんだん一般化してきていて、結構なことだと思いますので、これからもしっかりと進めていただきたいと思いますのですが、やはりこの年齢制限の撤廃につきましては、私、非常に重要なことだと思っておりますので、今日、改めて知事のほうに、その点につきましての、ぜひ決断をいただけないか、御質問させていただきたいなというふうに思っております。

まず、この制度につきまして改めて御説明をさせていただきますが、（パネルを示す）令和4年の4月から不妊治療が保険適用をされまして、体外受精などの特定不妊治療につきましては、保険適用ではありますけれども、1子当たりの回数制限が設けられています。治療開始時の妻の年齢が40歳未満であれば6回まで、40歳から43歳未満であれば3回までが保険適用となります。しかし、43歳以上になりましたら保険適用外、つまり回数の判定は1回目の治療のときに行うんですけれども、この1回目、2回目、3回目、4回目とやるたびに、そのたびに年齢制限の判定をするので、途中で43歳を超えてしまうと、回数が残っていても全て捨て去られてしまうという本当に厳しい制度になっているわけです。

県のほうではこれを、それぞれ8回まで、この図に書いていますように8回まで、独自で回数追加助成制度という形で行っていただいております。先ほども言いましたとおり、回数が増えることは、それはそれで、年齢が43歳に達するまでに回数が制限に達した方にとってはありがたいことなんですけれども、いろんな事情で、途中で43歳になる方もたくさんいらっしゃると思うんですが、そういう方々についてはあまり恩恵がない、そういう限定的なセーフティーネットというふうになっています。

ですけれども、不妊治療をめぐる切実な課題は回数だけでしょうか。年齢の壁によってスタートラインにすら立てない、あるいは1回、2回の治療で強制終了を余儀なくされる方々の苦痛は、保険適用の回数を使い切った方々と何ら変わりありません。

晩婚化が進む現代社会において、43歳を超えてなお我が子を抱きたいという切実な願いの下、高額な自由診療に挑み続けている御夫婦は少なくありません。医療技術の進歩や個人の体質、さらにはキャリアなどの両立などにより、43歳以降に治療の決断を迫られるケースも増えています。43歳の誕生日を迎えた瞬間に全ての公的支援が打ち切られる年齢の壁は、精神的にも、経済的にも、あまりに苛酷であり、子どもを持ちたいと願う切実な思いにブレーキをかけかねません。少子化対策を最重要課題と位置づける本県において、年齢のみを理由に一律に支援を打ち切り、まるで県としては、あなた方が子どもを持つことは推奨していませんよと言っている現在の制度はいかなものでしょうか。

本県が真に子どもを産み育てやすい三重県を目指すのであれば、国の基準にただ準拠するだけではなく、当事者の心に寄り添った柔軟な先進自治体としての姿勢を示すべきだと思います。2年前の要望から現在に至るまで、当事者の方々の苦悩は続いています。現制度の生涯での助成回数は1子当たり通算8回までという回数上限の枠組みを維持するのであれば、たとえ年齢制限を撤廃したとしても、対象となる方の分母を考えれば、県の財政を過度に圧迫するような規模には上りません。

晩婚化が進む中、43歳以上で治療に挑む方々は、高額な自費診療という経済的リスクを背負いながら、文字どおり時間との戦い、命の可能性をかけた戦いを続けています。その上で、三重県が掲げる独自補助の精神をもう一歩進め、回数だけではなく、年齢の壁をも取り払い、43歳以上の方々をも包摂する、真に先進的で温かい不妊治療支援へと踏み出すべきと考えます。

そこでお伺いいたします。国の物差しをそのまま使うのではなく、三重県独自の物差しで、子どもを望む全ての御夫婦に手を差し伸べるお考えはありますか。知事の御見解をお聞かせください。

**○知事（一見勝之）** 人口減少がえらいことになっていまして、出生率も下がって、出生数も下がっているという現在において、一定の年齢を超えても子どもを持とうと、そして実際に子どもをお持ちになられた方もおいでにな

られると伺っております。これ、県としては非常にありがたいことであると。今回の御質問もありがたいことだと思っております。

今回の御質問を事前通告いただきまして、2年前、誰がどういう答弁したのかという話をしましたところ、杵屋部長が当時答弁をして、検討しますと言ったと。そのときは、現子ども福祉部長は副部長であったので、責任を有しているんじゃないかというふうに申し上げたら、担当が高山次長の御担当だったので、自分は担当ではないということは明確にはおっしゃっておられましたが、そういう問題ではないよねということで申し上げました。部長も今、そういうつもりで言ったのではないんですよね。それで、議員から、国の基準を超えて回数を県単事業で補助している、これは御評価をいただいたところで、ありがたいと思っております。

御指摘をいただいたように、この制度は市町が運営している制度で、それに対して県がそれを支援するという形を取っておりまして、複数の市町が年齢制限なく実施をしています。仮に年齢制限がある補助制度を取っているところでありまして、みえ子ども・子育て応援総合補助金を使っていれば、市や町は対応していただけるというふうには考えているところでございます。

総合補助金は今年の補助制度で、一定の補助が恒久化というか、数が積み重なりましたら、それを新しい制度としてスピンアウトするというのもありますので、市町に我々も意見を聞いてみたいと思っています。43歳で止めるのが本当にいいのか。冒頭申し上げたように、年齢を超えても、一生懸命子どもが欲しいといって検査を受けられる、治療される方を支援するというのも行政の大事な役割だと思っておりますので、状況を確認した上で、おっしゃるように、これは一定費用がかかるところでございまして、税金を支出しなきゃいけないところでございますので、そことの兼ね合いもございまして。どのぐらいの税金を投入しているのか、仮に要望があった人数に対応するときに、どのぐらいの追加支出があるのか、そういったところも見なければいけません、議員から御指摘いただいたように、一番大事なのはやっぱり県

民の皆さんのお気持ち、それを受けた市町の御要望ではないかと考えているところでございます。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） ありがとうございます。

43歳超えても永遠に続けられるわけではありませので、そんなに大きな支出にはならないと思います。ぜひ大きな、県としての姿勢として、やっぱり年齢に関係なくという、それは大きなアナウンスになると思いますので、ぜひ前向きに検討いただけたらというふうに思います。やっぱり県が率先してやっていただいて、市町がついてくるということも一つだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、乳幼児健診についてお聞かせいただきたいと思います。

子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを目指す観点から、乳幼児健診における費用負担の軽減について、一連の要望と質問をいたします。

子どもの健やかな成長を支え、病気や発達の課題を早期に発見するため、乳幼児健診や各種検査は極めて重要な役割を果たしています。

本県においては、国が定める1歳6か月児、3歳児などの健診が着実に実施されているほか、近年では、発達障がい早期気づきにつながる5歳児健診の導入に向けて、県としても積極的な取組を進められている点については一歩前進であると受け止めております。

しかしながら、子どもが生まれてから幼児期に至るまでの健診、検査の全体像を見渡したとき、そこには依然として保護者の自己負担という重い壁が存在しています。出生直後に行われる新生児マススクリーニング検査では、公費助成があるものの、拡大スクリーニング検査などを希望する場合は追加の自己負担が生じます。さらに、産後間もない母親の精神的ケアや育児不安の解消に欠かせない2週間健診は、恐らく全市町で全額自己負担のままであり、1か月健診についても、市町によって助成上限額にばらつきがあるため、住む地域によって保護者の負担感に格差が生じています。また、5歳児健診

は内容に市町間のばらつきがあり、国が示している水準での健診が行われていないところが多くあります。

子どもの命を守り、育てるための健診において、住んでいる市町の違いによって、経済的な負担や制度に切れ目や不平等が生じている現状は問題です。国もこどもまんなか社会を掲げ、子育て世帯への支援を強化していますが、県として一歩踏み込んだ負担軽減を進めることこそ、地方自治体の知恵の見せどころであり、責務であると思います。

特に、経済的、精神的に最も不安定になりやすい産後初期の拡大スクリーニング検査、2週間健診、1か月健診の完全無料化、公費負担化や5歳児健診の市町間の格差は正に向け、県が主導して財政的、制度的な支援を行うべきと考えます。物理的な育児は変わらず保護者が負担している中で、社会として子育てを支援する施策の一つとして、全ての乳幼児健診において保護者が1円も自己負担することなく、安心して受診できる完全無料化の実現を目指すべきだと思います。

そこでお伺いいたします。三重県で子どもを産み育てる全ての家庭が、経済的な心配をすることなく健診を受けられるよう、県として費用負担の軽減に向けた具体的な施策を推進していくお考えと、5歳児健診の全市町での国基準での実施について御見解をお聞かせください。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（高濱公生）** それでは、御質問いただきました乳幼児健診等の検査についてお答えをさせていただきます。

議員から御指摘いただきましたように、新生児の先天性代謝異常などを早期に発見するマススクリーニング検査とか、あるいは年齢の発達に応じた乳幼児健診というのは、子どもの健やかな発達に向けて大変重要なものであるというふうに認識しております。

たくさんの検査があるんですけども、まず、マススクリーニング検査について申し上げますと、県が費用負担している20疾患の検査に加えて、令和7年度からは、新たに治療が確立された4疾患のうち、2疾患については、

国が実施する実証事業、これ、モデル事業なんですけれども、これに参加することで、無料で検査を受けることが可能となっております。

一方で、残りの2疾患については現在も自己負担となっておりますので、これにつきましても公費の負担の対象とするように、国に対して要望をしているところでございます。

次に、乳幼児健診についてでございますが、県内におきましては、実施が義務となっています1歳6か月健診、3歳児健診に加え、任意で実施される1か月健診、4か月児健診、10か月児健診も全ての市町で実施されて、無料で受診することができるようになっていきます。

ただし、1か月健診につきましては、市町によって健診にかかる費用が異なることから、例えば里帰り等で居住地以外の市町に帰って受診した場合は、その差額分が自己負担となることがあります。

このため、県としましては、市町や県医師会などと共に、1か月健診の費用の統一に向けた取組を今、行っているところでございます。

また、2週間健診につきましては、現在、全て自己負担となっておりますことから、無料で受診することができるように、国に対して要望しているところです。

最後に、5歳児健診についてでございます。国では、令和10年度までに全国全ての市町村で実施されることを目指しておりまして、県内では、令和8年度については15市町で実施予定でございまして、そのいずれの市町においても無料で受診することができます。

県としましては、今後、県内全ての市町で5歳児健診が実施されるとともに、市町間の実施内容に差が生じないよう、今年度から支援を強化しているところです。

具体的には、国が定める基準の健診の実施に向けまして、5歳児健診アドバイザーを市町に派遣し、地域の実情に応じた実施体制づくりに向けて助言を行うほか、健診実施に必要な医師確保が困難な市町に対しましては、医師派遣の支援を行っているところでございます。

今後も、国に対しては、乳幼児健診の財政的措置などについて要望を行うとともに、市町の実施体制整備に向けた支援や県医師会や専門機関との調整を行い、安心して受診することができる体制づくりに取り組んでまいります。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） ありがとうございます。

一定、その後も取組を進めていただいているという御答弁でしたですけれども、国にはもちろん御要望いただいているということは、必要性があると認めていただいているんですから、それまでは県単でやることも含めて、ぜひ負担の軽減に向けて取り組んでいただきたいと要望させていただきたいと思います。

次に、保育の充実についてお伺いさせていただきます。

待機児童を解消し、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向けた保育の充実についてお聞きしたいと思います。

さて、先日、今年度のみえ子ども・子育て応援総合補助金の交付決定事業が発表され、保育園関連の事業が93事業中最多の36事業に上ったとのことで、これは市町において保育園運営に対する課題が多いことの表れだと思います。そして、その中でも、保育士の働き方改革による保育の充実やさらなる保育士確保への取組が多くを占めています。

本県をはじめ、全国の自治体において、近年、国基準での待機児童数は大幅に減少し、一見すると保育の受皿不足は解消されつつあるように見えます。しかし、現場の子育て世代の実感はどうでしょうか。数字の上の待機児童ゼロという言葉とは裏腹に、実際には遠方の保育園しか空いておらず、育児休業を延長せざるを得なかった、兄弟で全く別の保育園に配置され、毎日の送迎が物理的に不可能なため、入園を諦めた、妥協して認可外に預けているなど、国の定義からは除外されている、いわゆる隠れ待機児童、潜在的待機児童が、今なお数多く存在しています。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）これは子ども家庭庁が公表しております県内市町別の通常の待機児童と、先ほど説明しました隠れ待

機児童に該当すると考えられるそれぞれの人数でございまして、令和7年4月1日時点で、県内合計で待機児童は84人、隠れ待機児童は856人と報告されています。なお、待機児童数は毎年4月が措置のスタート月に当たるので、年間を通じてミニマムの数字になっています。この後、5月、6月と毎月育休明けで入所申込みが出てきますが、受入れが厳しい市町の場合は、そのほとんどが待機や隠れ待機になってしまいます。参考までに、私の地元の伊賀市が公表している資料によりますと、令和7年12月1日時点では、待機児童は2人のままですけれども、隠れ待機児童は87人に増えています。

近年、核家族化や共働き世帯が増加していることから、ゼロから2歳児の保育ニーズが急増しており、隠れ待機児童を含む待機児童はそのほとんどがゼロから2歳児です。国基準の定義では、育休延長中の方や車で30分以内に行ける保育園に空きがある場合などは待機児童にカウントされません。ですが、これらは預け先が見つからないために復職を断念、あるいは先延ばしにさせられているという点において、本質的には待機児童そのものであります。

キャリアを継続したい、あるいは共働きをしなければ生活を維持できないという切実な状況の中で、この隠れ待機児童の待機の壁に突き当たることは、働く親たちにとって大きな絶望となります。これ以上育休を伸ばせない、これでは2人目、3人目の子どもを産み育てることなど到底考えられないという切実な悲鳴が現場から上がっています。

真の少子化対策、出生率の向上を目指すのであれば、隠れ待機児童の存在に目を向け、実態としての働きたくても預けられないという不整合を完全に解消していかなければなりません。

少子化に伴い、今後は保育園の定員割れなどの課題も予想されますが、今まさに直面している利便性の高い園への入所集中やミスマッチといった隠れ待機児童を生む構造的な課題に対しては、市町任せにせず、県が広域的な視点から解決に乗り出すべきです。

県として、各市町における隠れ待機児童の実態を厳密に把握、公表し、保育士の処遇改善や保育補助員の配置などによる保育士の働き方改革や村落部

の定員に達していない小規模保育園の統廃合など、待機児童を解消するための取組を支援すべきと考えます。

そこでお伺いいたします。子育てと仕事の確実な両立が、三重県の出生率を反転させるためには不可欠です。この隠れ待機児童という現実の課題を直視し、真に安心できる保育環境の充実に向け、どのように取り組まれるのか、御見解をお聞かせください。

〔高濱公生子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（高濱公生）** それでは、県内における待機児童に関する取組状況等についてお答えさせていただきます。

県内では、令和8年4月1日時点で、速報値ですが、73名の待機児童が発生しております。また、議員から御指摘ありましたように、この待機児童には含まれない、いわゆる隠れ待機児童というものもあることは十分承知しております。

この待機児童が発生する大きな要因を市町等にも確認してみると、やはり受入れに必要な保育士が不足しているという声が一番大きく聞こえてくるところでございます。このことから、私どもとしましても、保育士確保や保育園における保育体制の充実、こういったものに取り組んでいく必要があると考えております。

県では、新たな保育士の確保に向けまして、資格を取得してから3年間、県内においてのみ保育士として働くことができる地域限定保育士試験を、今年度から初めて導入することとしております。

加えまして、採用確保に向けて、中学生や高校生に対して、保育の仕事のやりがいや魅力を発信する取組を、保育士養成校や保育関係団体と連携して、これも今年度実施していきます。

また、保育士を確保するために、今いる方を離職させずにどうやって残ってもらうかという離職防止の取組も大切でございます。

一方で、いわゆる保育士資格を有しながら現在働いていない潜在保育士を対象としたアンケートを取ってみますと、なぜ離職したかという理由の中で

は、やっぱり悩みを相談できる相手がいないとか、子どもに直接関わる以外の仕事が多いとか、職場環境の改善を指摘する声が多くございます。

こういったことから、私どもとしましては、臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーを派遣して、職場環境改善の助言をその園に対して行ってくる事業を行ってまいりましたが、今年度からは新たに対象を広げまして、保育士個人が職場で抱えている個人的な悩みも相談できるような取組も実施していくこととしております。

さらに、保育士が子どもと向き合う時間を確保できるように、洗濯とか、掃除とか、そういった周辺業務を担う保育支援者の雇用等にも、市町の取組を支援してまいりたいと考えております。

こうした取組に加えまして、みえ子ども・子育て応援総合補助金によりまして、国や県の支援メニューでは対象となっていない保育士の確保をはじめ、仕事と子育ての両立に資する市町独自の取組を支援しているところです。

今後とも、市町や保育関係団体、保育士養成校など、県内の保育に関わる様々な主体と連携し、保育士確保や保育体制の充実に向けて取り組んでまいります。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） ありがとうございます。

県としても、保育士確保に取り組んでいただいていますし、先ほどの総合補助金のほうでもたくさんのメニューが出ていますので、それだけ要望もあることなのだなと思いますが、相当な待機児童がおりますので、よりスピード感を持って解決できるように、県としてもさらなる御支援をお願いしたいと、お願いをさせていただきたいと思います。

それでは、次に、要介護認定の認定審査期間について御質問をさせていただきます。

本年4月23日付の毎日新聞において、介護保険制度における極めて深刻な報道がなされました。介護保険法に基づき、申請から30日以内に行うべきと定められている要介護認定の審査期間について、厚生労働省がまとめた令和

6年度の全国調査の結果、30日以内に認定されている割合は、全国平均でも僅か2割程度と、遅延が常態化していることが明らかになりました。

さらに愕然とさせられるのは、我が三重県の状況です。30日以内に要介護認定が完了した割合は僅か12.1%であり、何と47都道府県の中で全国最下位という不名誉な実態であることが併せて公表されました。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）これは、厚生労働省が公表した都道府県別の数値を割合が高い順にグラフにさせていただきました。一番割合が高い香川県は63.5%。全国平均が22.8%、そして最下位の三重県が12.1%というふうになっています。保険者別の数値も公表されておりますけれども、県内の保険者は最高が51%、最低がゼロ%というふうになっています。

要介護認定の遅れは、単なる事務手続の遅滞ではありません。それは、今まさに介護を必要としている高齢者や限界を迎えつつあるその御家族の生活の安定、そして尊厳を著しく脅かす事態であります。認定が下りない間、必要な介護サービスを全額自費のリスクを背負って暫定利用せざるを得なかったり、あるいはサービス利用をちゅうちょしている間に状態が悪化し、最悪の場合、適切な介護を受けられないまま亡くなるという痛ましい事態も全国で起こっています。

高齢者施策の中で、医療と並んで重要な介護において、その入り口とも言える要介護認定手続が全国で一番滞っているというこの悲惨な現実を、県当局はどう受け止めておられるのでしょうか。

国は令和7年3月31日付で、都道府県及び市町の介護保険担当部署宛てに文書で改善を求めています。

要介護認定を行っているのは各市町ではありますが、主治医の意見書作成の遅れや介護認定審査会の開催頻度、専門員の確保といったボトルネックに対し、広域自治体である県が、これまでどのような指導、支援を行ってきたのでしょうか。その実効性が厳しく問われています。全国最下位という結果は、これまでの県の取組が不十分であったと言わざるを得ないものです。

本県はこの結果を重く受け止め、一刻も早く全国最下位という異常事態から脱却しなければならないと思います。県が主導し、遅延の原因となっている自治体ごとの課題を徹底的に洗い出し、デジタル技術を活用した審査の迅速化や審査会運営の効率化支援、医師会との連携強化など、具体的な遅延解消に向けた取組を急いで行うべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。県民の安全と安心を守るため、県が先頭に立ち、市町と一体となってこの要介護認定の迅速化を推し進める覚悟があるのか、御見解をお聞きいたします。

〔山本 毅医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（山本 毅）** 要介護認定の認定審査期間について御答弁申し上げます。

要介護認定を受けるには、保険者である市町や広域連合へ申請を行い、認定調査員による調査結果や主治医意見書を基に、福祉や医療の専門家で構成される介護認定審査会における判定が必要です。

介護保険法では、要介護認定について、申請のあった日から30日以内にしなければならないと規定されており、迅速な決定は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために必要とされています。

しかしながら、高齢化の進展とそれに伴う申請件数の増加により、全国的に保険者がこの期間内で完了することに苦慮していることも事実です。

三重県の状況ですけれども、まず、高齢化率は、介護保険制度が開始された平成12年度18.9%であったのが、令和6年度には30.9%、要介護認定件数は、平成12年度の約3万9000件から令和6年度には約10万5000件と約2.7倍となっている状況の中、県内の保険者の審査期間の平均を分析したところ、三つの段階に分かれます。本人の状況を確認する認定調査の実施、主治医意見書の取得、介護認定審査会の開催に至るこの全ての段階において、全国平均を上回る日数を要している。これについては、非常に課題があると認識しています。

現在、県内の保険者の認定事務が、どうして他都道府県の保険者と比べ、

日数を要しているのか、この要因を調査しておりますが、結果を得るまでには至っておりません。今後も引き続き、急ぎ、県内外を問わず、保険者への聞き取りや調査を実施して、状況の打開に役立つような要因の解明を進めてまいります。

ただ、県として今できることというのも大事でございますので、これと並行して、認定事務の迅速化に成功した全国の保険者の好事例、これについての調査を行って、効果的な取組を県内の保険者に共有すること、こちらを急ぎやりたいと思っております。

一方で、もう少し広い視点で見えてまいりますと、全国の保険者の状況については、制度の成立後25年を経て、介護保険を取り巻く状況の変化への対応というのも必要ではないかと考えています。そのため、国に対して、要介護認定に係る事務の簡素化であったり、認定調査に必要な人員に対する財政支援の創設、こういったものを働きかけていくことも考えております。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） 通知から1年以上たっていることですので、ぜひスピード感を持って対策をお願いしたいというふうに思います。県は保険者じゃないからということではなく、しっかりと広域自治体として、場合によっては、情報提供だけでなく、そういうプラットフォームを提供するということも含めて、ぜひともコミットしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、河川内の竹林繁茂に伴う獣害対策について質問をさせていただきます。

近年、県内各地でイノシシや鹿などによる農作物の獣害が多発し、農業者の生産意欲を著しく減退させています。中でも、伊賀地域の服部川と柘植川の合流点に挟まれた地域においては、夜間になると多くの鹿が周辺の田畑に現れ、丹精込めて育てた作物を食い荒らす深刻な被害が日常化しています。

この鹿たちの絶好の隠れみの、言わば繁殖と潜伏の拠点となっているのが、両河川の河川内に生い茂る広大な竹林です。夜間は田畑を荒らし、昼間はこ

の鬱蒼とした竹林に逃げ込むというサイクルが完全に定着しています。

さらに見過ごせないのは、近年全国で猛威を振るっている熊の問題です。先日も、伊賀市内の住宅地近くでツキノワグマらしき動物が目撃され注意喚起が行われたばかりです。こうした鬱蒼とした河川内の竹林は、鹿やイノシシのみならず、熊が市街地や農地に接近した際の格好の侵入経路、潜伏先にもなりかねません。もはや農業被害のレベルにとどまらず、市民の命を脅かす治安上の大問題へと発展する危険性をはらんでいます。

(パネルを示す) こちらの航空写真、グーグルの、御覧ください。

この問題の解決を極めて難しくしているのが、行政の縦割りと管理境界の壁です。これが柘植川で、下が服部川なんですけれども、この合流地点から一つ目の橋のこの赤いところ、ここまでは国の管理になっています。そして、この橋からそれぞれの上流は県管理ということになっていて、獣たちのすみかであります竹林は、この国と県の管理境界をまたいで一体的にこの竹林がV字型にずーっと繁茂しているわけですね。そういう状態になっています。

これまでも地元からは、一体的な伐採を求める声が上がっていますが、県土整備部は河川管理上、流水断面が確保されており、直ちに伐採する必要はないとの画一的な回答を続けています。

しかし、今や熊の出没も含め、獣害対策は一刻を争うフェーズに入っています。治水上の問題がなくても、その河川敷が有害鳥獣の温床となり、地域の基幹産業である農業を崩壊させ、さらには市民の生命まで危険にさらしているのであれば、それは立派な河川管理がもたらしている地域課題ではないのでしょうか。そして、仮に国や県がそれぞれの理屈で一部だけを部分的に伐採したとしても、獣は未伐採の区域へ移動するだけであり、全く根本的な対策になりません。

必要なのは、河川管理の視点だけではなく、地域を守る獣害対策の視点を融合させた柔軟な行政の姿勢です。本県が誇る伊賀米をはじめとする豊かな農作物を、何よりも市民の安全な暮らしをこれ以上の脅威から守るためには、県土整備部と農林水産部がしっかりと部局の壁を越えて連携し、さらに国に

対しても、境界を越えた国県一体となった竹林全体の伐採を強く働きかけ、共同で集中的に実施すべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。治水上の物差しだけにとらわれず、現場の苦境と危機感に寄り添い、国と連携してこの河川内竹林の伐採に取り組むお考えについて御見解をお聞かせください。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） ただいまお尋ねのありました河川内の竹林繁茂に伴う獣害対策について御答弁いたします。

河川の維持管理につきましては、河川管理施設を良好な状態に保つとともに、洪水が安全に流れるよう流下断面を確保することを原則としていただいております。

このような中、樹木伐採や除草につきましては、河川内の土砂が堆積するなど、治水上支障となるような場合において、関係市町と調整の上、優先順位をつけながら、堆積土砂撤去と併せて実施しているところでございます。

一方で、議員御指摘のとおり、地域の皆様からは様々な御要望をいただいております。獣害対策などの観点から、良好な生活環境の確保への期待があることは強く認識しております。

そのため、河川管理者として、流下断面の確保を最優先としながらも、獣害対策など、地域の皆様の御要望にも寄り添いながら、適切に維持管理のほうを進めてまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘の服部川と柘植川の合流点は、国土交通省の木津川上流河川事務所が管理しておりまして、令和7年度に服部川の新服部橋から服部橋にかけて堆積土砂の撤去と併せて除草を行ったと、木津川上流河川事務所から聞いております。まだこの国の管理区間で課題が残っているようでしたら、木津川上流河川事務所のほうに確認、対応をお願いしますので、改めて御教示いただけますと幸いです。

県土整備部といたしましては、今後も引き続き緊急浚渫推進事業を積極的に活用するなど、河川維持管理予算の確保に努めるとともに、地域の皆様の

声にしっかりと寄り添いながら、国交省ともしっかりと連携して、河川の適切な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） （パネルを示す）もう一度、これ、写真出していただいていいですかね。

先ほど部長が令和7年度に国がやったっておっしゃいました部分が、この境界の橋からもう一本下の新服部橋までの間の部分ですね。ここ、今まさにやっています、終わっていないです。しかも、これだけの部分でしたので、この上も下もずっとあと残っているわけですよ、ほかの部分。ですので、抜本対策にはならない範囲のものです、国がこうやって、やっているタイミングを見て、ぜひ県も追従して同時にやっていただくと効果が出るので、最近特にその要望が私のところにもたくさん、このタイミングにやるように頼んでくれているので、ぜひお願いしたいんですけれども、これは獣害のこともありますので、農林水産部とか、あるいは地元の市とか、いろんなところ、ぜひ一度現地を確認していただいて、連絡会議みたいなものをしていただいて、今後どうしていくか、一体伐採についてしっかりと協議を取り進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大雪時における道路の予防的通行止めについて質問をいたします。

近年、大雪が予想される際に、事故などを引き金とした大規模な車両立ち往生を未然に防ぐため、事前に道路を止める予防的通行止めが行われるようになりました。

そのような中、今年1月25日の大雪の際、我が伊賀地域を通過する名阪国道をはじめ、周辺の主要な国道や高速道路が同時に通行止めとなる事態が発生いたしました。これにより、伊賀地域は事実上、四方を遮断され、一瞬にして陸の孤島と化してしまいました。物流は完全にストップし、地域住民の間に大きな不安が広がったことは言うまでもありません。

立ち往生を防ぐという防災上の目的は理解できます。しかし、問題なのは、

実際には通行止めを判断する基準、規制値の降雪量に達していない段階で、一律に全ての道路が遮断されてしまったという点です。

この先回りした一律の全面通行止めによって、重大な弊害が生じています。救急車や消防車といった緊急車両の移動が妨げられるリスクに加え、命をつなぐ食料品や医薬品などの重要物流の輸送、さらには医療、介護、インフラを支えるエッセンシャルワーカーの移動までが完全に阻害されてしまいます。

基準値に達していないにもかかわらず、安全マージンを過剰に取るあまり、地域内の生活維持や災害対応そのものに甚大な支障を来す、このような本末転倒なリスクに対して、県は広域的な危機管理の観点からどのように認識されているのでしょうか。

名阪国道などは国が管理でありますけれども、その通行止めによって直接的に生活を脅かされているのは三重県民であり、伊賀地域の住民です。国や高速道路会社が下す一律の物差しに対して、県はただ追従するだけではなく、地域を守る立場からの対応を行っていただくべきです。

安全を確保した上で、例えば緊急車両や重要物流の輸送車、エッセンシャルワーカーの車両など、あらかじめ登録許可された必要な車両については、通行止め区間であっても柔軟に通行を認める仕組みや代替ルートとなる県管理道路の確実な除雪体制の確保など、地域の孤立を防ぐ柔軟な運用ルールの構築が必要です。

そこでお伺いいたします。大雪から命を守るための通行止めが、結果として地域の命を危機にさらすことがないよう、国や関係機関と連携し、運用の見直しや柔軟な対応を進めるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（藤井和久）** お尋ねのありました大雪時等における道路の予防的通行止めの運用について御答弁させていただきます。

県では、近年、雪による高速道路で大規模な車両滞留も発生していた状況を踏まえまして、令和6年度から車両滞留の発生を防止するため、雪害対応時に高速道路会社や国土交通省、隣接県の関係機関と連携して、予防的に県

管理道路の同時通行止めを実施しているところでございます。

医療、福祉などに関わるエッセンシャルワーカーや食料品、医薬品等の物流事業者の皆様におかれましては、日常生活や社会の基盤を維持するために欠かせない仕事に従事されており、活動に制限がかかることは課題であるということは認識しております。

県では、雪害対応時に通行止めした際、パトカーや消防車などの緊急車両につきましては、積雪状況等により個別に対応することとしています。一方、エッセンシャルワーカーや物流事業者のような職種の車両につきましては、現地で検問所などを設置し個々の車両の確認が必要となることが想定され、そのための人員や予算の確保が必要となります。

また、新名神高速道路や名阪国道などの高速道路等が通行止めとなった場合、県が管理する国道5路線において同時に通行止めを実施する運用としており、議員から御提案いただいた取組を実施するためには、県だけではなく、高速道路会社であったり、国土交通省に加え、三重県に隣接する京都府、奈良県、滋賀県との十分な調整も必要となっておりまいます。このため、今、現時点においてすぐに対応することは困難であると考えております。

いただいた御意見につきましては、高速道路会社、国土交通省、隣接県との連絡調整会議の場がございますので、そのような場において、このような課題を共有してまいりたいと考えております。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） 直ちに何かやっていただける状況にないと、ただ、検討はしていただくということでございます。

答弁にもありましたとおり、高速道路が止まるので、迂回路となる名阪に殺到するのが問題なので、名阪を止める。名阪を止めると、その周りの県管理の一般の国道に流入してきて、そこが麻痺したらあかんの、そこも止めると、ドミノ倒しのように形式的に止めちゃっているわけですよ、雪も降っていないのに。止めるという大きな権力を行使するわけですから、やはりそれに対して、きちっと安全対策に人を立てるとか、そういうことはセッ

トでやっぱりやるべき問題ですので、人を立てるのが課題というのはちょっと違うのかなというふうに思います、そもそも。

ぜひ、今日申し上げたような現実を認識していますとおっしゃっていただいていますので、考えていただいて、柔軟な運用をお願いしたいというふうに思います。

最後に、幹線道路網の整備及び維持管理について質問をさせていただきます。

まずは、名阪国道の適切な維持管理と予算確保についてです。

名阪国道は、東名阪自動車道と西名阪自動車道を結び、中京圏と近畿圏をつなぐ日本の物流の大動脈です。同時に、我々伊賀地域の住民にとっては、日々の通勤、通学、通院や買物に欠かせない重要な生活道路でもあります。

この名阪国道が無料の自動車専用道路であることから、連日、全国から極めて多くの大型トラック等の貨物車が流入しています。その圧倒的な交通量と重量ゆえに、道路舗装の傷みはすさまじく、路面のひび割れやわだち、ポットホールと呼ばれる穴が至るところで発生し、路面状況の悪化が慢性化しています。

現在も、道路管理者である国のほうで穴を埋めるなどの応急的な路面補修は日々行われています。しかし、これらはあくまでその場しのぎの対策に過ぎず、傷んだ舗装を根本から削って新しくやり直す切削オーバーレイなどの抜本的な長寿命化対策は、予算不足もあり、全く追いついていません。

このがたがたになった路面がもたらす振動は、単に乗り心地が悪いというレベルを超え、三重県の経済基盤を揺るがす重大な問題となっています。地元の商工団体や企業からは、路面による激しい振動により、伊賀地域の工場から出荷する精密機器や電子部品の安全な輸送に支障が出ている。これでは今後の設備投資や新たな企業立地の障壁になりかねないとの深刻な危機感や不満が上がっています。

本県が誇る伊賀地域の高い工業集積や企業立地の優位性が、名阪国道の路面の悪さというインフラの問題によって損なわれている現状を、県はどのよ

うに認識されていますでしょうか。

名阪国道の管理権限は国にあります。ここを通過する荷物を作り、この地域で働き、この道で事故のリスクにおびえているのは、ほかならぬ三重県の企業であり、県民です。これまでも国へは要望いただいておりますが、抜本的な改善が行われていない中、経済損失を防ぎ交通安全を確保するための名阪国道リニューアルに向けた特段の予算確保を国に対して強く要望していただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。企業に選ばれ、持続的な経済成長を遂げる三重県であるために、名阪国道の抜本的な維持管理、舗装改修の促進に向け、県として国にどのように働きかけを進めていくのか、決意をお聞かせください。

あわせて、上阿波バイパスの整備についてお伺いいたします。

国道163号線の津市から伊賀市に入って最初の集落であります上阿波地区は住宅が道路に迫っており、これ以上の拡幅や線形不良対策が不可能な状況となっており、長らく地元からバイパス工事の要望が継続して出されてきております。

現在、上阿波地区の高良城橋の架け替え工事が行われており、その迂回路がちょうどバイパスとの分岐に利用可能なため、これをきっかけにして事業を始めることを検討していただけないか、お聞かせください。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（藤井和久）** お尋ねのありました名阪国道の路面状況の改善に向けての国への要望と、国道163号の伊賀市上阿波地区におけるバイパス整備について御答弁させていただきます。

まず、名阪国道の路面状況の改善についての国への要望でございますけれども、一般国道25号である名阪国道というのは、名古屋と大阪を結ぶ重要な高規格道路であると同時に、無料で通行できることから、地域の生活道路としても重要な役割を担っているものと認識しております。

また、1日当たりの交通量でございますけれども、約6万台。東名高速道路の神奈川の川崎辺りで約13万台ですので、相当の交通量が走っているもの

ということでございます。そのうち特筆すべきは、大型車交通量が約2万8000台と、多くの車両が通行しているところでございます。

名阪国道の三重県区間は、中部地方整備局北勢国道事務所により管理されておりまして、路面状況に関しては、路面のわだちやひび割れなどの損傷状況を勘案し、舗装修繕を行っていると聞いております。また、大型車混入率の全国平均が約11%のところ、名阪国道は約46%と、約4倍の大型車混入率でございますけれども、路面の傷み量も通常の一般道と比べて高いこともあり、修繕を必要とする箇所は多く、予算制約がある中で、優先順位をつけて、現在、応急復旧、ポットホールの補修ではなくて、舗装修繕に取り組んでいるということを北勢国道事務所から聞いております。

県におきましては、名阪国道を含めた直轄国道の舗装修繕など、良好な走行環境維持のための予算確保につきまして、令和6年度より、春と秋の国への提言活動において、国土交通省や財務省に要望のほうを行っているところでございます。

引き続き、地域の実情を国へ伝えるとともに、直轄国道の適切な維持管理のために必要な予算が確保されるよう、あらゆる機会を捉えまして、国土交通省や財務省にしっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、国道163号の伊賀市上阿波地区におけるバイパス整備について御答弁させていただきます。

国道163号は、伊賀市と中勢地域を結ぶ東西軸を形成する道路で、地域経済を支える重要な幹線道路であるとともに、緊急輸送道路としての役割を担っております。

しかしながら、伊賀市上阿波地区内では、一部区間において線形が悪く、狭隘であることから、大型車両の通行に支障を来していることは認識しております。

このため、以前より地元の皆様からバイパスの整備要望をいただいているところでございますけれども、整備に当たりましては、地元の皆様から今御提案いただいているバイパスの延長は約2キロメートルとなり、事業規模が

大きく、多大な予算と期間が必要となります。まずは、現在事業中の伊賀建設事務所管内の事業箇所を着実に推進することが我々として重要であると考えており、今すぐ御提案いただいたバイパス整備に着手することは困難であると考えているところでございます。

なお、国道163号の上阿波地区内では、国土強靱化の取組として、先ほど議員から御指摘のありましたとおり、このバイパスに並行する区間でございますけれども、現在、服部川を渡河する高良城橋の架け替え工事、これも7.4億円の予算を頂き進めており、こちらは令和8年度中の完成を目指しております。

また、その下流側に架かる寺田橋におきましても、今年度から事業に着手し、現在、架け替え工事に向けた地元調整を進めており、調整が整い次第、こちらも工事に着手する予定でございます。こちらも12億7000万円の予算を頂いているところでございます。

国道163号につきましては、まず、安全・安心かつ円滑な道路交通の確保に向けて、現在進めている事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、伊賀建設事務所管内の事業の進捗を踏まえ、地域の皆様の声に耳を傾けながら、事業の優先順位の検討に、議員からいただいた御指摘も反映していきたいと考えております。

〔26番 森野真治議員登壇〕

○26番（森野真治） ありがとうございます。

名阪も、確かに切削オーバーレイもやっていただいているんですけども、やはり追いついていないです。片側2車線なので、せめて走行車線だけでもきれいにしていただいたら、トラックが走行車線を走りますので、物流はかなり改善されると思いますので、そういう工夫も含めて進めていただきたいなというふうに思いますし、上阿波バイパスの件は承知いたしました。寺田橋等、たくさん予算をつけていただいたことには感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、前回でしたか、要望させていただきました名張街道のほうにつきましても、今年もたくさん予算をつけていただきました。しっかり進めていただきたいなというふうに思います。

そして、10日の日に中森議員が触れられました名神名阪連絡道路、私のほうからも、県として一日も早い着工に向け、取組を引き続きお願いを申し上げますというふうに思います。

それでは、時間が参りましたので、これで終結させていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（津田健児） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

吉田紋華議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。13番 喜田健児議員。

〔13番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○13番（喜田健児） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、関連質問10分間させていただきたいと思います。

私の関連質問は、吉田紋華議員の2番、日本国憲法を守っていくことについての（3）県職員採用への日本国籍要件復活の方針を撤回するべきではないかという質問に対してでございます。

私は3月6日に一般質問に立たせていただきまして、約45分間、この問題を取り上げさせていただきました。その中で申し上げさせていただいたのは、情報漏えい対策の調査や研究を進めて報告するように求めさせていただきました。よろしいですね。あの議事録を見ていただいたら分かると思うんですけども。約3か月経過をしました。今日、吉田議員の質問に対して、知事の答弁に変化がありました。私が質問をしたときの知事の答弁は、35の都と県が、それを撤廃していないという事実だけを、私の一般質問のときは、そういうふうな答弁をされました。しかし、今日の吉田議員の質問に対しては、35の自治体が情報漏えいを防止する、そういう意図で撤廃をしていないというような趣旨に取れる知事答弁がありました。35自治体の聞き取り調査研究、

そういうふうなことを全てなされたのか、どうなのか。その答弁を求めたいと思います。できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 35の都道府県、これ、府は入っておりますけど、都道府県に関しまして、全てについて調査をして終わっているとは聞いておりませんので、まだ途中かもしれません。私のほうも、知事と会ったときに、どんなやり方されていますかというのは聞いていますけれども、明確に情報漏えいを止めるやり方というのは、今、残念ながらそういった情報には接していないところです。

私の答弁で申し上げた点、その点に関して、都道府県に確認をする必要があるかどうかですが、答弁との関係は直接確認をする必要はないかと思っています。なぜなら、議員もおっしゃいましたが、問題なのは、各県の意図ではなくて、結果だと思っています。国籍要件が設けられている35の都道府県は、結果において、外国政府による情報漏えいリスクに対応できているということは事実だからであります。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 答弁をいただきました。結果が全てだから調べる必要がない。

私が3月6日申し上げたのは、これだけ大きな、県民を巻き込んだ議論になっている以上、しっかりと35の都道府県がなぜそれを続けているのか。それはやっぱり私が一般質問で求めた以上は、県として調査研究をしていただくべきじゃないかなというふうに思います。二元代表制で、私も県民の負託を得て、この場に立って、県民の声をお届けしながら一般質問を展開させていただきました。それは悲痛な叫びも、この場で言わせていただいたと思うんです。それに対して、やっぱり真摯に向き合っていたいただきたい。

私の調査では、茨城県は撤廃の方向で検討されています。追従する県があるとも聞いております。そういうふうな状況の中で、なぜその撤廃をしていないのか。

2010年半ばに、ある国が国家情報法ということで、情報を提供するような

法律を制定させました。けれども、その10年近くの間、外国人の職員による情報漏えいは起こっていないし、その間、採用している職員は1人だけです。そういうふうな状況の中において、この国籍要件を復活させようという後戻りが引き起こす、この県民を巻き込んだ大問題について、私はしっかりと調査研究をしていくべきだと思います。

三重県に関するヘイトや差別投稿は、昨年度比で約8倍になっております。20年間モニタリングをしてきている人権団体は、ここまで醜い状況の三重県、こんなヘイトや差別投稿が起こる三重県は見たことがない、そのように言われています。これは全て、そういう丁寧な発信、調査研究、その実態に応じた、35ということは、12の府県が、これは撤廃しているんですね。その撤廃に至った、熟議した、そういうふうなことも全部調べた上で、私が申し上げたのは、会社経営者の人たちは、これは三重県において外国人の人が働いてもらわなければ会社は経営できないと。

情報漏えいという問題は、日本人だから、外国人だからということは全く関係なくて、情報漏えいは阻止できるんだということも、私は一般質問で経営者の声としてお届けさせていただきました。約3か月の間、県として何をしていたいたんですか。私のところには一切報告がありません。この議場でも報告はなし。吉田議員の質問に対しても、真摯に向き合って答えない。この醜い状況が起こっている、差別、ヘイトが起こっているこの三重県をどう捉えてどうしていくのか。知事、もうちょっと、自分の道を突き進むのではなく、丁寧にやっていただきたい。私は、国際情勢が変化したからという理由で、あまりにも一方的な検討を続ける県の姿勢を改めるべきだと強く申し上げて、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

**○知事（一見勝之）** 質問に対しては真摯にお答えをしているつもりであります。

私が申し上げたのは、情報漏えいリスクに対して管理を行うという点もあると思うという答弁を申し上げたので、その点に関して、35の都道府県に関して、確認をしたのかということかと承知をしましたので、そこを

やる必要はないと。結果だからと申し上げたんです。したがって、35の都道府県がなぜ国籍要件を撤廃していないのか、そこを確認すべきだということであれば、それは確認をしてお答えを申し上げるべきだと思っています。

加えて、私が申し上げているのは、情報漏えい、県民の大事な情報を扱っている県において、情報漏えいがあるのは困る。県の管理者として、そこがないようにしなきゃいけない。過去になかったから、これからは決まっているということは言えないと思います。したがって、私たちは検討をしているわけでありまして、民間企業において、外国人がいないとこの経済は回らないというのは。

○副議長（津田健児） 答弁は簡潔をお願いします。

○知事（一見勝之） 先ほど吉田議員への答弁に申し上げたとおりでありまして、そこについては、私は全く否定をしていない。逆に、仮に民間において情報漏えいを防ぐ方法があるのであれば、そこは教えていただきたいという思いを持っております。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 声がでかいので、すみません、冷静な議論に見えないか分からないけど、至って私は冷静で、この差別、ヘイトが起こっている現状をどう捉えてどうしていくのか、そういうふうな部分に県としてしっかりと向き合っていただければと思います。終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（津田健児） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（津田健児） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時30分休憩

---

午後 3 時32分開議

## 開

## 議

○議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（藤田宜三） 日程第2、諮問第1号を議題といたします。

本件に関し、総務地域連携交通常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。野村保夫総務地域連携交通常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました諮問第1号諮問についてにつきましては、去る6月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって審査請求を棄却すべきである旨答申すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会において特に議論のありましたことについて申し述べます。

諮問第1号諮問については、三重県教育委員会が行った元職員に対する一般の退職手当等の全部を支給しない処分の取消しを求める知事への審査請求がなされたため、地方自治法第206条第2項の規定により議会に諮問がなされたものです。

三重県職員退職手当支給条例では、懲戒免職等、処分を受けて退職した者について、一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定し、国の運用方針においては、懲戒免職等処分の場合に、一般の退職手当等の全部不支給を原則とし、特別の事情がある場合に例外的に一部支給を認める取扱いとしています。

本委員会においては、審査請求人が自ら被告となっている民事裁判において、県の総務事務システム内の勤務実績表を不正に加工し、裁判所に証拠書類として提出した行為は非常に悪質性が高く、また、審査請求がなされた際、審査庁は審査請求人及び処分庁である三重県教育委員会双方の主張を丁寧に調査し、法令に照らして客観的かつ公正に審査がなされたものと判断できま

す。審査請求人の非違行為の内容や程度とともに、審査庁による審査が的確に行ったこと等も踏まえ、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめる特別な事情があるとは言えないと判断し、審査請求を棄却すべきである旨、答申すべきものと決定したものです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤田宜三） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採

## 決

○議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

諮問第1号を押しボタン式投票により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、審査請求を棄却すべきである旨答申すべきであります。本件を委員長の報告どおり答申することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（藤田宜三） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（藤田宜三） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本件は委員長の報告どおり答申することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休

## 会

○議長（藤田宜三） お諮りいたします。明13日から15日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明13日から15日までは休会とすることに決定いたしました。

6月16日は定刻より県政に対する質疑を行います。

## 散 会

○議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分散会